愛媛県

宅地建物取引業免許申請の手引

※ 愛媛県知事免許の申請用です。

令和5年12月

愛媛県 土木部 道路都市局 建築住宅課

目 次

I		
1	宅地建物取引業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·· 1
2	2 免許の区分······	2
П	免許を受けるための要件	
1		
2	7 - C	
3		
4	CALLE DALIES	
5	5 専任の宅地建物取引士・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
Ш	免許の申請手続き	
1	新規の免許申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(1)新規免許申請のフローチャート	
	(2) 免許通知が届いてから営業を開始するまでの手続き	
	(3)新規の免許申請の取り下げ	
2	2 更新の免許申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · 10
	(1)更新免許申請のフローチャート	
	(2) 更新の免許申請の取り下げ	
3		
4		
5	5 提出先及び部数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · 11
IV	免許申請書の必要書類	
1		
2		· · 14
3	3 免許申請書の各面の共通関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · 15
V	免許申請書の記入要領	
1		
2		
3		
4		
5		
6		· · 21
7		· · 25
8		
9	•	· · 25
10		· · 26
11		
	【法人申請のみ】・・・・・・・・	
12		
13		
14		· · 40
15		
16		
17	• •••••	
18	8 事務所の写真(カラー写真)	· · 44

19	身分証明書【発行日から3ヵ月以内のもの】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
*	身分証明書【発行日から3ヵ月以内のもの】 ··················44 誓約書〔外国籍の方のみ〕 ················45
20	登記されていないことの証明書【発行日から3ヵ月以内のもの】 ・・・・・・・・・・・45
21	代表者の住民票【個人申請のみ】【発行日から3ヵ月以内のもの】 ・・・・・・・・・・・46
22	法人の履歴事項全部証明書【法人申請のみ】【発行日から3ヵ月以内のもの】・・・・・・46
23	申請直前1ヵ年分の決算書(表紙、貸借対照表及び損益計算書)の写し
	【法人申請のみ】・・・・・・・47
*	開始貸借対照表【新規設立法人で、第1期の決算期が到来していない場合のみ】・・・・・47
24	税務署が発行する納税証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
VI =	と地建物取引業者名簿登載事項変更届出書等の必要書類
1	必要書類一覧と注意事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
*	遅延理由書〔30 日を経過した後に届出を行う場合のみ〕 · · · · · · · · · · · · 52
VII =	と地建物取引業者名簿登載事項変更届出書等の記入要領
1	宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 · · · · · · · · · · · · · · · · · 53
2	宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	宅地建物取引業者免許証再交付申請書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
4	廃業等届出書················65
*	誓約書〔亡失・滅失の場合のみ〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
*	始末書〔亡失・滅失の場合のみ〕67
5	従事者変更届出書·······68
★ 名	ら種コード
0	都道府県コード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
0	役名コード(再掲)69
0	兼業コード (再掲)69
0	所属団体コード(再掲)69
0	市区町村コード【愛媛県分】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69

I 免許制度の概要

1 宅地建物取引業

宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)とは、次の(1)から(4)に掲げる行為を業として行うものとして、宅建業法に規定されています。

- (1) 「宅地・建物」の売買
- (2) 「宅地・建物」の交換
- (3) 「宅地・建物」の売買、交換又は貸借の代理
- (4) 「宅地・建物」の売買、交換又は貸借の媒介

すなわち、免許を要する宅建業とは、不特定多数の人を相手方として宅地建物に関して下表の〇印の行為を反復又は継続して行い、社会通念上、事業の遂行とみることができる程度の行為をいいます。

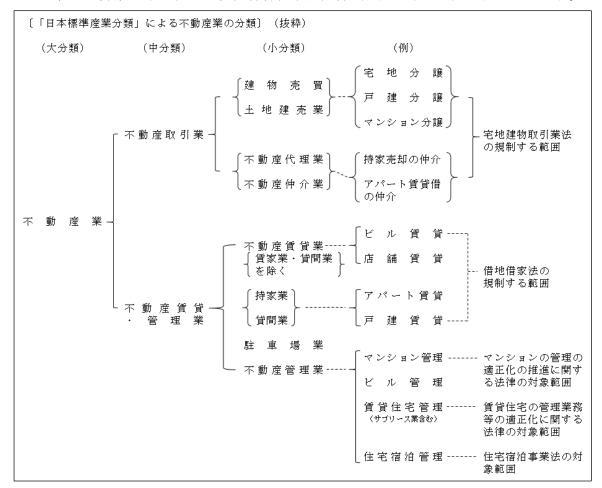
区	分	自己物件	他人の物件の代理	他人の物件の媒介
売	買	0	0	\circ
交	換	0	0	0
代	理	×	0	0

広義の不動産業には、不動産賃貸業、不動産管理業、不動産コンサルタント等が含まれますが、これらには宅建業法は適用されません。

なお、「日本標準産業分類」による不動産業の分類は下表のとおりとなります。

※ 日本標準産業分類は、統計の結果を表示するための分類であり、個々の産業を定義するものでありません。

なお、この分類基準の設定は、総務省政策統括官(統計基準担当)が行っています。



_2 免許の区分

宅建業を営もうとする方は、宅建業法の規定により、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合は国土交通大臣の免許を、1の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合は都道府県知事の免許を、それぞれ受けることが必要です。

また、宅建業の免許は、個人又は法人が受けることができます。個人に対する免許は、個人が宅建業を営むためのものであり、法人に対する免許は、株式会社、協同組合及び公益社団法人等の会社法又はその他の法律によって法人格を有するものが宅建業を営むためのものです。

なお、<u>宅建業の免許は、個人又は法人に専属的に与えられることから、個人である宅建業者が死亡した場合、あるいは法人である宅建業者が合併により消滅した場合等については、</u>その事実が発生したときに、当然に効力を失います。

[免許の区分]

免 許 権 者	2以上の都道府県		1 の都道府県に事務所を設置		
76 H IE H	法人	個 人	法人	個 人	
国土交通大臣	0	0	_	_	
都道府県知事	_	_	0	0	

免許の区分(免許申請の種類)により、申請書の提出先及び提出部数については下表①のとおりですが、具体的に、「愛媛県内に主たる事務所を設置し、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合の国土交通大臣免許」及び「愛媛県内に主たる事務所及び従たる事務所を設置する場合の愛媛県知事免許」については、下表②のとおりとなります。

[①免許申請書の提出方法]

免許申請の種類	申請書提出先	提出部数		
宝土交通大臣免許 国土交通大臣免許 地方整備局長等		正・副各1部		
都道府県知事免許	主たる事務所の所在地を管轄する 都道府県知事	当該都道府県の 定める部数		

〔②免許申請書の提出方法 ※愛媛県内に主たる事務所を設置〕

免許申請の種類	申請書提出先	提出部数
	四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 〒760-8554 高松市サンポート3番33号 TEL:087-851-8061(代表)	正・副各1部
国土交通大臣免許	愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 宅地建物指導係を経由しての提出となります。	※ 申請者が保管された い場合は、副本を追加 で1部作成ください。
愛媛県知事免許	愛媛県 土木部 道路都市局 建築住宅課宅地建物指導係〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2※県庁第二別館建替え工事に伴い、以下の所在地へ仮移転しています※〒790-0004 松山市大街道3丁目1番地1TEL:089-912-2758(係直通) 字地建物取引業協会又は全日本不動産協会へ所属している方(所属予定の方)は、同協会を経由しての提出となります。	正1部 ※ 左記協会へ所属している方(所属予定の方)は、副本を追加で1部作成ください。

Ⅱ 免許を受けるための要件

● 1 免許申請者

免許申請は、「I 免許制度の概要」の「2 免許の区分」(2ページ参照)に記載しているとおり、個人又は法人のいずれでもできることになっていますが、法人の場合は、定款等に宅建業を営む旨の事項が定められ、商業登記簿の事業目的欄に宅建業を営む旨の登記がされていることが必要です。

また、申請者の商号又は名称が、その使用を法令によって禁止されている場合等は、免許 を受けることができません。

【商号、名称についての使用制限の例】

- ① 法令上、その商号、名称の使用が禁止されているもの
- ② 地方公共団体又は公的機関の名称と紛らわしいもの
- ③ 指定流通機構の名称と紛らわしいもの
- ④ 変体がな、図形又は符号等で判読しにくいもの

2 免許の基準

免許を受けようとする<u>者</u>が下表の欠格要件のいずれかに該当する場合には、免許を受けられません。

欠格要件(宅建業法第5条第1項の概要)

- ① 免許申請やその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、重要な事実の記載が欠けている場合【第1項後段】
- ② | 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者【第1号】
- ③ | 申請前5年以内に次のいずれかに該当した場合
 - i 免許不正取得、業務停止処分事由に該当し、情状が特に重い場合又は業務停止 処分違反に該当するとして免許を取り消された者【第2号】
 - ※ その者が法人である場合には、その法人の役員であった者(注1)を含む。
 - ii i のいずれかの事由に該当するとして、免許取消処分の聴聞の公示をされた後、相当の理由なく廃業等(解散又は廃止)の届出を行った者【第3号】
 - ※ その者が法人である場合には、その法人の役員であった者(注1)を含む。
 - iii ii の聴聞の公示をされた後、相当の理由なく合併により消滅した法人の役員であった者(注1)【第4号】
 - iv 禁錮以上の刑に処せられた者【第5号】
 - v 業法、暴対法に違反し、又は刑法(傷害、暴行、脅迫、背任等)、暴力行為等 処罰に関する法律の罪を犯し罰金の刑に処せられた者【第6号】
 - vi 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に 規定する暴力団員、及び暴力団員であった者)【第7号】
 - vii 宅地建物取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした者【第8号】
- ④ | 宅地建物取引業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者【第9号】
- ⑤ 精神の機能の障害により宅地建物取引業等を適切に営むに当たって必要な認知、判断及 び意思疎通を適切に行うことができない者【第10号】
- ⑥ 申請者の法定代理人(注2)、法人の役員(注3)又は法人及び個人の政令使用人(注4)が上記②、③、④又は⑤に該当する場合【第11号】【第12号】
- ⑦ | 暴力団員等がその事業活動を支配する者【第14号】
- ⑧ │ 事務所に専任の宅地建物取引士を設置していない場合【第 15 号】
- (注1) 「役員であった者」とは、免許取消処分の聴聞の公示の60日以内に役員(注3)で あった者をいいます。

- (注2) 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の親権者 又は後見人をいいます。
- (注3) 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有する者を含む。相談役、顧問、その他いかなる名称を有するかを問わない。) をいいます。
- (注4) 「政令使用人」とは、宅建業法施行令第2条の2で定める使用人をいいます。

_3 事務所

(1) 事務所の範囲

宅建業法上の<u>事務所とは、「本店又は支店として商業登記されたもの」、「継続的に業務を行うことができる施設を有し、かつ、宅建業に係る契約を締結する権限を有する使用人が</u>置かれている場所」をいいます。

なお、本店で宅建業を行わなくても、支店で宅建業を行っていれば、本店も「事務所」と なります。この場合、宅建業を行っていない本店にも、営業保証金の供託及び専任の宅地建 物取引士(以下「専取」という。)の設置が必要となります。

また、支店については、会社法の規定により商業登記しなければならないことから、<u>従た</u>る事務所の名称を「○○支店」として免許申請する場合は、商業登記を行ってください。

- ※ 商業登記を行わない場合は、その他の名称(○○営業所、○○店等)を用いて申請することとなります。
- ※ 支店の登記があっても、当該支店において宅建業を行わない場合は、事務所としては 取り扱いません。

(2) 事務所の要件

宅建業法上の「事務所」とは、継続的に業務を行うのに使用できるもので、物理的にも社 会通念上事務所と認識される程度の形態を備えていることが必要です。

【留意点】

- ① 個人の住宅の一部を事務所として使用することは、以下のI及びⅡに該当する等で顧客のプライバシーが確保できていると判断でき、かつ、事務所として業務を行い得る機能を備えていると判断できる場合を除いて、原則として認められません。((例1)参照)
 - I 住宅の出入口若しくは専用の出入口から居住部分を通らずに事務所部分へ出入りできる経路が確保されていること。
 - Ⅱ 住宅の出入口から事務所部分を通らずに居住部分へ出入りできる経路が確保されていること。
- ② 同一フロア、同一部屋を他の法人等と共用することは、以下のI及びIIに該当し、宅 建業を営む事務所の範囲が明確に区別され、独立性が保たれている場合を除いて、原則 として認められません。 ((例 2) 参照)
 - I 顧客のプライバシー保護の観点から、事務所の範囲がパーテーション(高さ180cm 程度、移動が容易にできないもの)などにより仕切られていること。
 - Ⅱ 建築物の出入り口から、他の法人等の事務所部分(専有部分)を経由せず、宅建事 務所部分へ出入りできる経路(共通の経路)が確保されていること。
- ③ 区分所有建物(の一室)を事務所として使用することは、管理規約等で営業行為が特に禁止されていない場合を除いて、**原則として認められません**。
- ④ 仮設の建築物を事務所として使用することは、原則として認められません。
 - ※ 「新規免許申請」や、「主たる事務所及び従たる事務所の所在地の移転に関する変

更届」の提出に先立って、手戻りがないよう、事務所の配置や利用形態に関する事前 相談をされることをおすすめします。

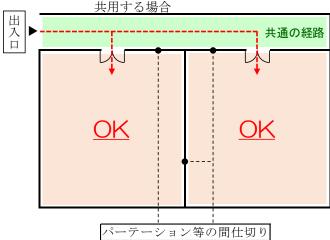
※ 事前相談の際には、所属協会又は所属を予定している協会を経由のうえ、事務所の 平面図 (1階及び事務所のフロア) 及び事務所内部の写真のご提出をお願いします。

【事務所利用の可否】

(例1) 住宅の一部を事務所として使用する場合

NG NG OK (※2) OK NG (※2) 事務所専用出入口 玄関

(例2) 同一フロア、同一部屋を他の法人等と



(※2) 上記【留意点】①Ⅱに該当しないためNG

(※1) 上記【留意点】①Iに該当しないためNG (※3) 破線部分の2室を事務所として使用する場合は、 上記【留意点】①Ⅰ・Ⅱに該当するためOK

4 政令使用人

政令使用人とは、宅建業法施行令第2条の2で定める使用人のことで、単なる社員、従業 員ではなく、「宅建業に係る契約を締結する権限」(通常、支店長、営業所長などが該当し ます。)を有する従事者のことです。

免許申請者である代表者が常勤する事務所には、政令使用人を置く必要はありませんが、 支店や営業所などで免許申請者である代表者が常勤できない事務所には、政令使用人を置く 必要があります。

なお、政令使用人はその事務所に常勤することが必要です。

〔政令使用人の設置の要否〕

	事務所の体制	設置の要否
	申請者である代表者が常勤する	×
本 店	申請者である代表者が常勤しない	0
(主たる事務所)	申請者である代表者が他法人の代表取締役と兼務する	\triangle
	申請者である代表者が他法人の役員を兼務する	\triangle
+ #	申請者である代表者が常勤する	×
支店 (浴をで東窓底)	申請者以外の代表者が常勤する	0
(従たる事務所)	専取のみが常勤する	0

(凡例) ○:政令使用人を設置する必要があります。 △:他法人の勤務形態により判断します。

×:設置する必要はありません。

5 専任の宅地建物取引士

専取とは、「常勤性」(宅建業を営む事務所に常勤すること)と「専任性」(宅建業の業務に専ら従事すること)の二つの要件を満たした宅地建物取引士を指し、宅建業者は、法第31条の3の規定のとおり、事務所ごとに「業務に従事する者」5名に1名以上の割合で専取を設置する必要があります。

他法人の代表取締役や常勤役員を兼任する場合や、他会社の社員や公務員のように他の職業に従事する場合、通常の通勤ができない場所に住んでいる場合などは、専取に就任することはできません。

なお、専取の数が不足した場合は、2週間以内に新たに補充するなどの必要な措置を講じなければなりません。

【業務に従事する者】

- ① 非常勤役員や「宅建業に直接的な関係が乏しい業務に臨時的に従事する者」は含まれません。
- ② 他の業務を兼業し、宅建業を主として取り組む者や一般管理部門(経理・総務等)に 従事する者は含まれます。
 - ※ 監査役は、会社法により「取締役の職務執行を監査し、会社の業務や財産を調査する」と規定されているため、その会社の業務に従事することはできません。(当然、 専取にもなれません)。

宅地建物取引士とは、各都道府県が実施する宅地建物取引士試験に合格し、試験地の都 道府県知事の登録を受け、宅地建物取引士証の交付を受けている者をいいます。

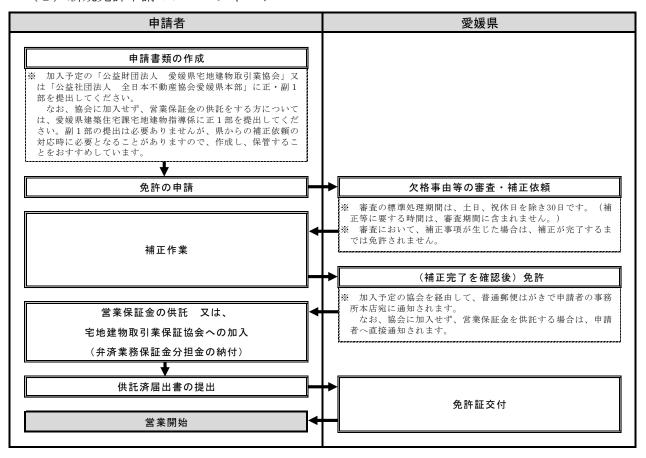
登録のみ行い、宅地建物取引士証が未交付の場合や、宅地建物取引士証の有効期間が切れている場合は、宅地建物取引士として認められません。

※ 宅地建物取引士証の交付を受けるためには、「宅地建物取引士証交付申請書」を 提出する必要があります。 (https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=340)

Ⅲ 免許の申請手続き

1 新規の免許申請

(1) 新規免許申請のフローチャート



(2) 免許通知が届いてから営業を開始するまでの手続き

宅建業者は、免許日から3ヶ月以内に、営業保証金を最寄りの供託所へ供託するか、弁済業務保証金分担金を納付し、その事実を免許権者に届け出る必要があり、届出後でなければ、営業を開始することはできません。(宅建業法第25条)

※ 免許日から3ヶ月の期日を経過して、上記いずれかの手続きを済ませていないときは、未供託業者として免許を取り消されることがありますので、注意してください。

ア 営業保証金の供託

宅建業者は、新たに営業を開始する場合、営業保証金を主たる事務所が所在する最寄りの供託所に供託しなければなりません。

また、営業保証金を供託して営業を開始した後、事業の拡大等によって新たに従たる 事務所(支店)を設置した場合等にも供託をする必要があります。

供託しなければならない営業保証金の額は次のとおりですが、営業保証金は必ずしも 金銭である必要なく、国債証券、地方債証券その他国土交通省令で定める有価証券を充 てることができます。(宅建業法第25条)

供託を終えたら、「営業保証金供託済届出書」正1部、「供託書の写し」1部を愛媛 県庁建築住宅課宅地建物指導係まで届け出てください。

【営業保証金】

○主たる事務所(本店)・・・ 1,000万円

○従たる事務所(支店)・・・ 500万円(1店につき)

[供託所(松山地方法務局管内)一覧]

庁 名	所 在 地	電話番号
松山(本局)	〒790-8505	TEL:089-932-0888
公田 (本周)	松山市宮田町 188 番地 6 (松山地方合同庁舎)	TEL:009-932-0000
 今治支局	〒794-0042	TEL:0898-22-0855
7 佰义间	今治市旭町1丁目3番地3	TEL: 0090-22-0000
 西条支局	〒793-0023	TEL:0007 FC 0100
四宋又问	西条市明屋敷 168 番地 1	TEL:0897-56-0188
四国由市士昌	〒799-0405	TEL:0896-23-2407
四国中央支局	四国中央市三島中央5丁目4番31号	1EL · 0890-23-2407
┃ ┃大洲支局	〒795-0065	TEL:0002 EO EOEE
八伽又向	大洲市東若宮2番地8	TEL:0893-50-5055
宇和島支局	〒798-0036	TEI :0005_22_0770
于YH 局 又 同	宇和島市天神町4番40号	TEL:0895-22-0770

イ 宅地建物取引業保証協会への加入(弁済業務保証金分担金の納付)

宅地建物取引業保証協会(以下「保証協会」という。)は、国土交通大臣の指定を受けた公益社団法人で、宅建業者を構成員(社員)とする組織であり、現在、(公社)全国宅地建物取引業保証協会、(公社)不動産保証協会の2つが指定されています。なお、保証協会では、弁済業務、苦情の解決業務、研修業務等を行っています。

免許通知が届いた宅建業者が、宅地建物取引業保証協会へ加入(弁済業務保証金分担 金の納付)した場合においては、保証協会が社員である宅建業者に係る弁済業務保証金 を供託した旨を愛媛県庁建築住宅課宅地建物指導係に届け出ることになっています。

なお、宅建業者が保証協会の社員になった場合は、弁済業務保証金分担金を保証協会 に納付すれば、営業保証金の供託を免除されます。(宅建業法第64条の7)

※ 保証協会の社員になるには、協会の入会審査を受ける必要があり、その際、弁済業務保証金分担金のほか、入会金などの諸経費が必要になりますので、それぞれの保証協会へ事前に確認ください。

【弁済業務保証金分担金】

○主たる事務所(本店)・・・ 60万円

○従たる事務所(支店)・・・ 30万円(1店につき)

[保証協会(地方本部)]

協会名	所 在 地	電話番号等
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 愛媛本部	〒790-0807 松山市平和通6丁目5番地1 愛媛不動産会館2階	TEL:089-947-2542 FAX:089-943-2364
公益社団法人不動産保証協会 愛媛県本部	〒790-0963 松山市小坂2丁目6番34号	TEL:089-933-9789 FAX:089-933-8410

(3) 新規の免許申請の取り下げ

免許申請をした者が、都合によりその免許申請を取り下げようとするときは、免許を受け

ようとした免許権者(愛媛県知事)宛てに「免許申請取下書」を提出することになります。 免許申請の取り下げは、免許権者が免許をするまでの間に行うことができますが、免許申 請を取り下げた場合において、免許申請手数料として愛媛県収入証紙で貼付・納入した額 (33,000円)は返還されません。

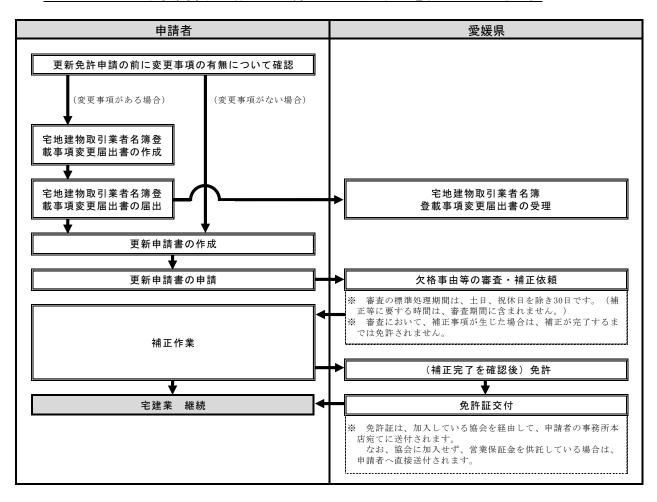
また、申請が取り下げられた場合には、受理された申請書は返却されません。

2 更新の免許申請

(1) 更新免許申請のフローチャート

<u>免許の有効期間(5年間)の満了後引き続き宅建業を営もうとする方は、その有効期間が</u>満了する日の90日前から30日前までの間に免許の更新申請を行う必要があります。

なお、変更届出事由(48ページ~51ページ参照)がある場合は、変更が生じた日から30日 以内に変更届出を提出する必要があり、変更届の提出がなされていない場合は免許更新がで きないことから、変更事由に該当した際には適切に届出を行ってください。



(2) 更新の免許申請の取り下げ

免許申請をした者が、都合によりその免許申請を取り下げようとするときは、免許を受けようとした免許権者(愛媛県知事)宛てに「免許申請取下書」を提出することになります。 免許申請の取り下げは、免許権者が免許をするまでの間に行うことができますが、免許申請を取り下げた場合において、免許申請手数料として愛媛県の証紙で納入した額(33,000円)は返還されません。

また、申請が取り下げられた場合には、受理された申請書は返却されません。

3 免許申請に要する費用

免許申請手数料は、次のI又はⅡに掲げる場合に、愛媛県収入証紙33,000円分(消印無効)を免許申請書(第五面)へ貼付することにより納入してください。

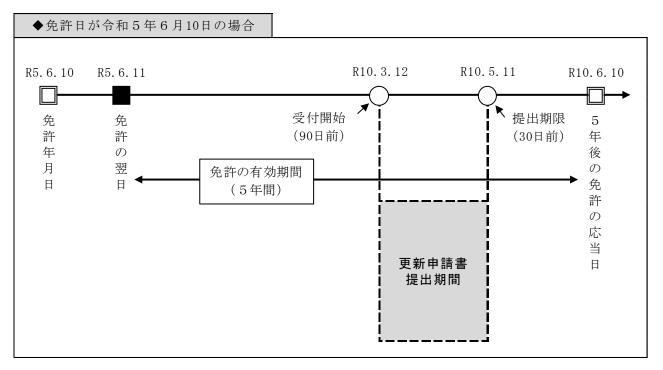
- I 愛媛県知事免許を新規に申請する場合
- Ⅱ 愛媛県知事免許を有する者が引き続き宅建業を営むため、免許の更新を申請する場合

なお、愛媛県収入証紙売りさばき所については、愛媛県ホームページ「愛媛県収入証紙売りさばき所」で確認できます。(https://www.pref.ehime.jp/e60100/kaikeisidou/25-5-7sh ousi.html)

.4 更新申請のできる期間

前述のとおり、免許の有効期間(5年間)の満了後、宅建業を引き続き営もうとする方は、その有効期間が満了する日の90日前から30日前までの間に免許の更新申請を行う必要があります。

なお、この手続きを怠った場合は、免許失効となり、更新の手続きを行わないで宅建業を 営むと、宅建業法第12条違反(無免許事業等の禁止)により、罰則が科されます。



5 提出先及び部数

所属している(新規免許の場合は、所属予定)の「公益社団法人 愛媛県宅地建物取引業協会」又は「公益社団法人 全日本不動産協会愛媛県本部」に正・副1部を提出してください。

なお、提出方法等の詳細については、それぞれの協会へお問い合わせください。

また、協会に所属せず、営業保証金の供託をしている方(新規免許の場合は、供託予定)については、愛媛県庁建築住宅課宅地建物指導係に正1部を提出してください。副1部の提出は必要ありませんが、県からの補正依頼の対応時に必要となることがありますので、副1部を作成し、保管することをお勧めしています。

[宅地建物取引業協会]

協 会 名	所 在 地	電話番号等
公益社団法人 愛媛県宅地建物取引業協会	〒790-0807 松山市平和通6丁目5番地1 愛媛不動産会館2階	TEL:089-943-2184 FAX:089-943-2364
公益社団法人全日本不動産協会 愛媛県本部	〒790-0963 松山市小坂2丁目6番34号	TEL:089-933-9789 FAX:089-933-8410

〔愛媛県庁 ※宅建業法主管課〕

担当課名	所 在 地	電話番号等
土木部 道路都市局 建築住宅課 宅地建物指導係	〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2 ※県庁第二別館建替え工事に伴い、 以下の所在地へ仮移転しています※ 〒790-0004 松山市大街道3丁目1番地1	TEL:089-912-2758 FAX:089-941-0326

Ⅳ 免許申請書の必要書類

1 必要書類一覧

必要書類は下表のとおりですが、審査の都合上、下表とは別に書類の提出が必要となる場合があります。(所属している、又は所属を予定している協会によって、下表とは別に必要提出書類があるため、それぞれの協会に確認して下さい。(12ページ参照))

書類	書類 の名称		書類の要否	
番号	また。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法人	個人	ページ
1	免許申請書 第一面:商号又は名称、代表者又は個人に関する事項等	0	0	16
2	免許申請書 第二面:役員に関する事項(法人申請のみ)	Δ	×	18
3	免許申請書 第三面:事務所、政令使用人、専取に関する事項	0	0	18
4	免許申請書 第四面:専取に関する事項(第三面に書ききれない場合)	\triangle	\triangle	20
5	免許申請書 第五面:愛媛県収入証紙 (33,000円) の貼付欄	\circ	0	21
6	宅地建物取引業経歴書「添付書類(1)」(第一面、第二面)	0	0	21
7	宅建業を休業していない旨の申立書	\triangle	\triangle	25
8	誓約書「添付書類 (2)」	0	0	25
9	専任の宅地建物取引士設置証明書「添付書類(3)」	0	0	25
10	相談役及び顧問「添付書類(4)」(第一面)【法人申請のみ】	0	×	26
11	100分の5以上の株式を有する株主又は出資者「添付書類(4)」 (第二面)【法人申請のみ】	0	×	27
12	事務所を使用する権原に関する書面「添付書類 (5)」 ※ 「契約書の写し」か「同意書」も必要に応じて要添付		0	28
13	略歴書「添付書類 (6)」※ 代表者、役員(取締役、監査役、理事、監事、執行役等)、専取、政令使用人、相談役及び顧問について必要	0	0	38
14	資産に関する調書「添付書類(7)」【個人申請のみ】		0	40
15	宅地建物取引業に従事する者の名簿「添付書類 (8)」	0	0	41
16	専任の宅地建物取引士勤務内容調書「添付書類 (9)」【専取のみ】	0	0	42
17	事務所付近の地図	0	0	44
18	事務所の写真(カラー写真)	0	0	44
19	身分証明書【発行日から3ヵ月以内のもの】(原本) ※ 代表者、役員(取締役、監査役、理事、監事、執行役等)、専取、政 令使用人、相談役及び顧問、100分の50以上の株主又は出資者につい て必要	0	0	44
20	登記されていないことの証明書【発行日から3ヵ月以内のもの】(原本) ※ 代表者、役員(取締役、監査役、理事、監事、執行役等)、専取、政令使用人、相談役及び顧問、100分の50以上の株主又は出資者について必要	0	0	45
21	代表者の住民票【個人申請のみ】【発行日から3ヵ月以内のもの】(原本) ※ 個人番号(マイナンバー)の記載のないもの	×	0	46

書類	+ 杯 の 々 环	書類の	記入要領	
番号	書類の名称	法人	個人	ページ
22	法人の履歴事項全部証明書【法人申請のみ】 【発行日から3ヵ月以内のもの】(原本)	0	×	46
23	申請直前1ヵ年分の決算書(表紙、貸借対照表及び損益計算書) 【法人申請のみ】(写し)	0	×	47
24	税務署が発行する納税証明書(様式その 1)(原本) ※ 新規設立法人で、第1期の決算期が到来していない場合を除く	0	0	47
1	使用(併記)を希望する旧姓が確認できる住民票等 【旧姓併記を希望する場合のみ】(原本)	Δ	Δ	15
該当する申	住民票抄本(国籍等並びに、在留カードに記載されている在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び、在留カードの番号又は、特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号の記載があるもの) 【外国籍の方のみ】(原本) ※ 個人番号(マイナンバー)の記載のないもの	Δ	Δ	45
請者	誓約書〔外国籍の方のみ〕	Δ	Δ	45
のみ	開始貸借対照表 【新規設立法人で、第1期の決算期が到来していない場合のみ】	Δ	×	47
,	源泉徴収票 【個人で新規設立する場合で、給与所得者であった者のみ】(写し)	×	\triangle	47

- (注1) 「書類の要否」欄における「○」は書類必要、「×」は書類不要、「△」は該当する場合は書類必要を表しています。
- (注2) 書類番号 1 から 18 については、愛媛県ホームページ「えひめ電子申請システム(手のひら県庁)」の『宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書』からダウンロードできます。 (https://www.pref.ehime.jp/h41000/sinsei/037/037035/037035.html)
- (注3) 上記書類の様式は、申請時点での最新のものとしてください。

2 免許申請書作成上の注意事項

- ① 黒色のボールペン等で記入してください。(鉛筆や、フリクションペン等での記入は不可です。)
- ② マス目のあるものは、1マスに1文字を記入してください。(濁点及び半濁点は1文字となります。)
- ③ 免許申請書(第一面)の「年月日」の欄は、免許を申請する日を記入してください。 なお、誓約書「添付書類(2)」、専任の宅地建物取引士設置証明書「添付書類(3)」、事務 所を使用する権原に関する書面「添付書類(5)」及び専任の宅地建物取引士勤務内容調書「添 付書類(9)」の「年月日」の欄は、免許申請書(第一面)と同じ年月日を記入してください。
 - ※ 宅地建物取引業経歴書「添付書類(1)」に記載の事業年度において、いずれか1年の間に実績がない場合に添付が必要となる「宅建業を休業していない旨の申立書」に記入する「年月日」についても、免許申請書(第一面)と同じ年月日を記入してください。
- ④ 記載事項を訂正する場合は、二重線で訂正のうえ、余白部分に明瞭に書き直してください。 (訂正印の押印は不要です。)
- ⑤ 申請者以外が申請書等を代理で提出する場合は、代理権の所在及びその範囲を証する書面(申請者からの委任状等)を添付してください。
- ⑥ 提出された申請書等は、個人情報を除いて、<u>宅建業法第10条による一般の閲覧及び愛媛</u> 県情報公開条例第5条の公開請求の対象となります。

3 免許申請書の各面の共通関係

- ① 申請者は、*印の欄には記入しないでください。
- ② 各面にある「申請時の免許証番号」の欄は、更新申請の場合にのみ、現在の免許証番号を右詰めで記入してください。(※新規登録申請の場合は記入不要です。)

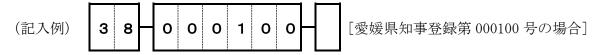
なお、左側の2枠は免許権者コードの記入箇所であり、愛媛県知事免許の場合「38」となります。

- ③ 「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入してください。
 - 個人免許の場合には記入しないでください。
 - ・ 代表取締役が複数名存在するときには、そのすべての者について「01」を記入してく ださい。
 - ・ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入してください。

01	代表取締役 (株式会社・有限会社)	05	社 員(持分会社)	13	代表執行役 (株式会社)
02	取締役 (株式会社・有限会社)	06	無限責任社員(持分会社)	14	執行役(株式会社)
03	監査役 (株式会社・有限会社)	07	理事	09	その他
04	代表社員(持分会社)	08	監事		

※「持分会社」とは、「合同会社」「合名会社」「合資会社」の法人形態を指します。

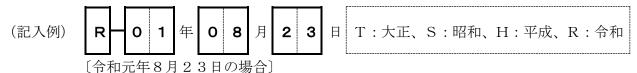
④ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合に、その登録番号を記入してください。 なお、宅地建物取引士の登録をしている方は、専取でなくても必ず記入してください。



⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入してください。その際、濁点及び半濁点は1文字として扱います。

また、「氏名」の欄についても、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入してください。

⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、 □に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入してください。



- ⑦ 「所在地市区町村コード」の欄は、69 ページを参照し、該当する市区町村コードを記入 してください。
- ⑧ 「住所」及び「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれー(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入してください。
- ⑤ 各様式に申請年月日を記載する欄がある場合は、漏れなく記入してください。
- ⑩ 旧姓の使用を希望する「法人の代表者及び役員、免許を受けようとする個人、政令使用人並びに専取」については、旧姓併記(現姓[旧姓] 名前)で申請することが可能ですので、その場合は、併記を希望する旧姓が確認できる住民票等(原本)を添付してください。

V 免許申請書の記入要領

1 免許申請書〔第一面:商号又は名称、代表者又は個人に関する事項等〕

- ① 「免許の種類」の欄については、新規は「1」、更新は「3」を記入してください。 なお、「免許換え後の免許権者コード」の欄については記入しないでください。
- ② 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入してください。その際、濁点及び半濁点は1文字として扱います。

また、「商号又は名称」の欄も、上段から左詰めで記入してください。

- ③ 「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入してください。
- ④ 「(有効期間: 年 月 日~ 年 月 日)」の欄は、更新申請の場合にの み、申請日現在の免許の有効期間を記入してください。
- ⑤ 代表者又は個人に関する事項については、法人の場合で代表取締役が複数名存在するときには、申請者である代表取締役(代表者)について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項の欄に記入してください。(第二面に記入する場合でも、代表取締役の役名コードは「01」を記入してください。)
- ⑥ 「兼業コード」の欄は、下表より該当する事業のコード及び業種名を記入してください。 「14」のその他業務を行っている場合には、「兼業コード:14、業種名:0000(具体的な業務名)を記入してください。

なお、<u>宅建業以外に行っている事業がない場合には「兼業コード:50、業種名:なし」を</u> 記入してください。

01	農	業	05	建設業	09	卸売・小売業、 飲食店	13	サービス業
02	林	業	06	製 造 業	10	金融・保険業	14	<u>その他</u> (具体的な業務名)
03	漁	業	07	電気・ガス・ 熱供給・水道業	11	不動産賃貸業	50	(兼業)なし
04	鉱	業	08	運輸・通信業	12	不動産管理業		

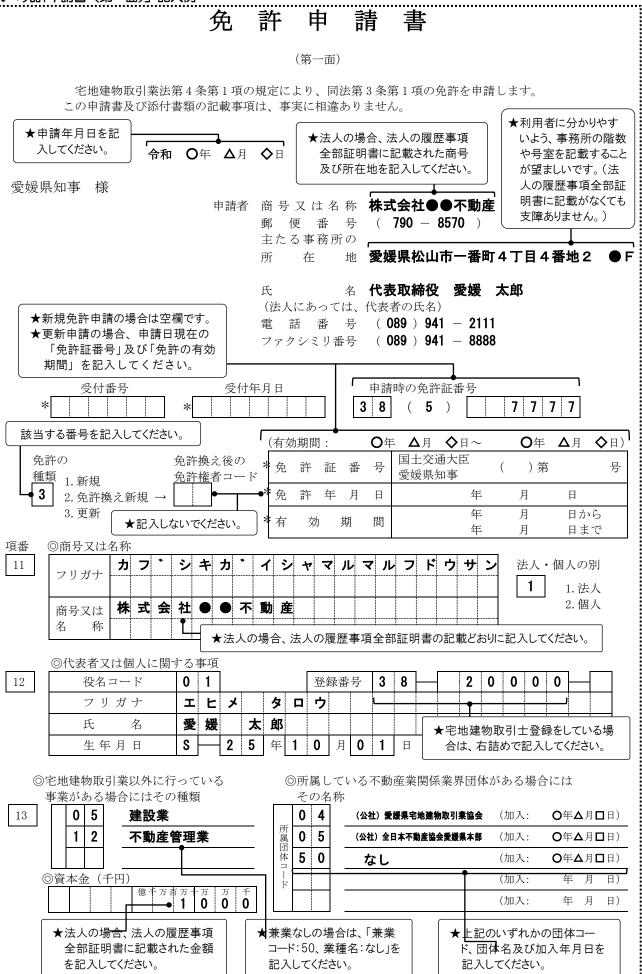
⑦ 「所属団体コード」の欄は、下表より該当する所属団体のコードを記入するとともに加入 年月日を記入してください。

なお、<u>新規免許申請の場合や所属している不動産業関係業界団体がない場合には「50」を</u> 記入してください。

01	(一社) マンション管理業協会	10	(一社) 不動産協会
04	(公社)愛媛県宅地建物取引業協会	11	(一社) 不動産流通経営協会
05	(公社) 全日本不動産協会愛媛県本部	12	その他
00	(一社) 日本ビルヂング協会連合会の	13	(一社) 全国住宅産業協会又はその会
09	会員である各協会	13	員である各協会
		50	(所属)なし

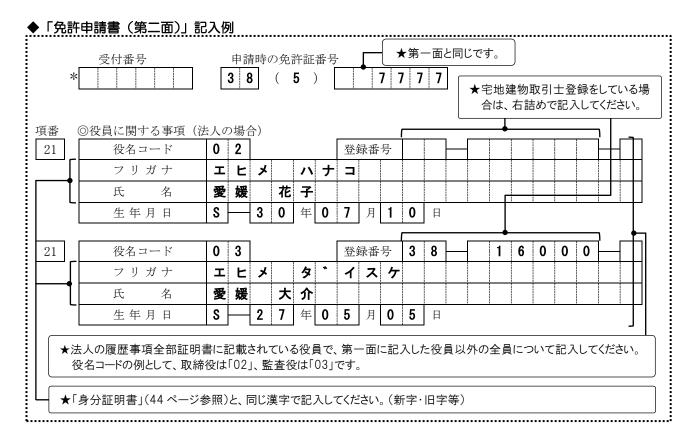
⑧ 「資本金」の欄は、法人の場合にのみ右詰めで記入してください。 なお、添付する「法人の履歴事項全部証明書」に記載された資本金額と一致させてくださ い。

◆「免許申請書(第一面)」記入例



2 免許申請書〔第二面:役員に関する事項(法人申請のみ)〕

- ① 第二面は、申請者が法人の場合にのみ記入してください。
- ② 役員に関する事項の欄は、第一面で代表者として記入した者については記入しないでください。
- ③ 法人の履歴事項全部証明書に記載されている役員で、第一面に記入した役員以外の全員 について記入してください。
- ④ 「役名コード」の欄は、69ページを参照のうえ、記入してください。(例:取締役は「02」、 監査役は「03」です。)
- ⑤ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士登録をしている場合のみ右詰めで記入してください。
- ⑥ 第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載のうえ、当該面の次 に添付してください。



_3 免許申請書〔第三面:事務所、政令使用人、専取に関する事項〕

- ① 第三面は、項番 20の事務所ごとに作成してください。
- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入してください。
- ③ 「事務所の名称」の欄は、商号や名称を記入せず、本店の場合は「本店」のみ、従たる事 務所の場合は「○○店、○○事務所」等と記入してください。
- ④ 「◎事務所に関する事項」は、以下のとおり記入してください。
 - 「所在地市区町村コード」の欄は、69ページを参照のうえ、記入してください。
 - ・ 「所在地」の欄は、法人の場合、法人の履歴事項全部証明書に記載された所在地と一致 させてください。
 - ・ 「所在地」の欄は、所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区 符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれー(ダッシュ)で区切り、上段 から左詰めで記入してください。
 - ・ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれー(ダッシュ)で区切り、 左詰めで記入してください。

- ・ <u>「電話番号」は、原則、愛媛県の市外局番のもの</u>としてください。(ただし、携帯電話 の番号を用いることは支障ありません。)
- ・ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入してください。この場合に、「従事する者」 には、他の業務を兼業し、宅建業を主として取り組む者や一般管理部門(経理・総務等) に従事する者は含めてください。

なお、非常勤役員や「宅建業に直接的な関係が乏しい業務に臨時的に従事する者」は含まれません。

- ・ 「従事する者の数」の欄は、専任の宅地建物取引士設置証明書「添付書類(3)」の「従事する者の数」及び宅建業に従事する者の名簿「添付書類(8)」の「従事する者」の数と 一致させてください。
- ⑤ 「◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項」は、政令使用人を設置する場合に、記入してください。
- ⑥ 「◎専任の宅地建物取引士に関する事項」は、専取に関して記入してください。

◆「免許申請書(第三面)」記入例 ★第一面と同じです。 申請時の免許証番号 受付番号 3 8 (5) 7 7 7 7 ★支店の場合、事務所の別は「2」、事務所の名称は「□△店(事務所等)」と記入してください。 項番 1 1. 主たる事務所 2. 従たる事務所 30 事務所コード 事 務 所 の 別 事務所の名称 本店 **★**「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ -(ダッシュ)で区切ります。 ★法人の履歴事項全部証明書に記載 ◎事務所に関する事項 ◆ された所在地を記入してください。 5 7 0 31 9 0 8 郵 便 番 号 7 都道府県 (市)那区 区町村 所在地市区町村コード 8 2 0 愛媛 松山 1 番 町 4 4 2 F ● 所 4 | 1 電話番 묽 0 8 9 9 _ 2 1 1 1 従事する者の数 5 ★記入が必要なのは、事務所所在地が次の町の場合のみです。 「越智郡上島町」「上浮穴郡久万高原町」「伊予郡松前町」 ★専取の人数を含む人数です。 「伊予郡砥部町」「喜多郡内子町」「西宇和郡伊方町」 ★「添付書類(3)」【専任の宅地建物取引士設置証 「北宇和郡松野町」「北宇和郡鬼北町」「南宇和郡愛南町」 明書】の「宅地建物取引業に従事する者の数」及 び「添付書類(8)」【宅地建物取引業に従事する ★記入が必要なのは、政令使用人を設置する場合のみです。 者の名簿】の「従事する者」の数と一致します。 なお、専取が兼務することもできます。 ◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項 32 登録番号 フリガナ 月 年 生年月日 ◎専任の宅地建物取引士に関する事項 41 登録番号 3 8 2 0 0 0 0 フリガナ エヒメ タロウ ★専取は、漏れなく記入 愛媛 太郎 氏 してください。 名 2 5 生年月日 S 年 1 0 | 月 | 0 | 1 政令使用人とは、宅建業法施行令第2条の2で定める使用人のことで、「契約を締結する権限を有する使用人」 (通常、支店長、営業所長等が該当)となります。申請者である代表取締役などが常勤する事務所には、政令使用 人を置く必要はありませんが、常勤できない本店、支店等の場合は、政令使用人を設置する必要があります。なお、 政令使用人は、その事務所に常勤することが必要です。

(4 免許申請書〔第四面:専取に関する事項(第三面に書ききれない場合)〕

- ① 「専任の宅地建物取引士に関する事項(続き)」の欄は、第三面に記載しきれない場合に使用し、第三面の次に添付してください。
- ② 第四面は、項番20の事務所ごとに作成してください。
- ③ 第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載のうえ、当該面の次に添付してください。

5 免許申請書〔第五面:免許申請手数料(33,000円)貼付欄〕

- ① 免許申請手数料は、愛媛県収入証紙(33,000 円分)を購入のうえ、当該面の枠線の中に 貼り付けてください。
- ② 愛媛県収入証紙を購入できる場所は、次のURLにて掲載しています。(売りさばき所一覧表:https://www.pref.ehime.jp/e60100/kaikeisidou/25-5-7shousi.html)

6 宅地建物取引業経歴書「添付書類(1)」(第一面、第二面)

① 「1.事業の沿革」の「最初の免許」の欄に、新規免許申請の場合は「新規」と記入し、 更新免許申請の場合は「新規に免許を受けた年月日」と「愛媛県知事免許」と記入してくだ さい。

なお、更新免許申請の場合で、商号又は名称の変更、法人の合併、資本金の増資がある場合は、「組織変更」の欄に、その年月日とその旨を記入してください。

- ② 新規免許申請の場合は、「2.事業の実績」は記入しないでください。 なお、その場合においても、第一面及び第二面とも添付してください。
- ③ 更新免許申請の場合は、「2. 事業の実績」の「期間」の欄については、以下のとおり記入してください。
 - ・ 法人の場合:定款に定めている事業年度による直前5カ年分を記入
 - ・ 個人の場合:暦年(1月1日~12月31日)に合わせ直前5カ年分を記入

なお、「イ. 代理又は媒介の実績」(第一面)の欄及び「ロ. 売買・交換の実績」(第二面)の欄について、該当がない場合も、「期間」の欄及び「実績なし」の文言を記入のうえ、第一面及び第二面とも添付してください。「実績なし」の文言は、実績を記載する欄の上部に記載してください。(記入例 2 (24ページ)参照)

初回の更新の場合、初年度の期間は、「免許の有効期間開始日~直後の決算日(個人の場合は、12月31日)」となります。

- ④ 更新免許申請の場合は、「2.事業の実績」の「イ.代理又は媒介の実績」(第一面)の欄及び「ロ.売買・交換の実績」(第二面)の欄については、以下のとおり記入してください。
 - 【イ.代理又は媒介の実績(第一面): 売買・交換の実績】
 - 「件数」「手数料」の欄は、点線の上段に売買実績、点線の下段に交換実績を記入してください。
 - 「建物」の欄は、借地権付き建物の建物部分に関する実績を記入してください。
 - ・ 「宅地及び建物」の欄には、区分所有権等のマンション、アパートー棟、一戸建住 宅等に関する実績を記入してください。
 - 【イ. 代理又は媒介の実績(第一面):貸借の実績】
 - 「宅地」の欄には宅地のみの貸借を行った実績を記入してください。
 - ※ 借地権や個々の駐車場の取引は該当しません。
 - ・ 「建物」の欄には、マンションやアパートの集合住宅等の一室等を貸借した実績を 記入してください。
 - ・ 「宅地及び建物」の欄には、一戸建住宅・ビル等の一棟貸しの実績を記入してくだ さい。
 - 【ロ.売買・交換の実績(第二面):売買・交換の実績】
 - 「建物」の欄は、借地権付き建物の建物部分に関する実績を記入してください。
 - ・ 「宅地及び建物」の欄には、区分所有権等のマンション、アパートー棟、一戸建住 宅等に関する実績を記入してください。

◆「添付書類(1)(第一面)」記入例1

例:法人業者で、定款に定める事業年度が4月1日から3月31日までの場合 ★新規免許申請の場合は、 添 付 書 類 (1) 「新規」と記入してください。 (第一面) ★更新免許申請の場合は、 「新規に免許を受けた年月 宅地建物取引業経歴書 日」(○年△月◇日)と「愛 媛県知事免許」と記入してく 事業の沿革 ださい。 最初の免許 組 織 変 月 月 年 月 ○年 △ 月 ◇ 目 年 月 日 日 日 日 年 月 年 月 日 愛媛県知事 免許 ★更新免許申請の場合で、商号又は名称の変更、法人の 2. 事業の実績 合併、資本金の増資の場合に記入してください。 イ. 代理又は媒介の実績 H30年4月1日から H31年4月1日から R2 年 4月 1日から R3 年 4月 1日から R4年 4月 1日から H31 年 3 月 31 日まで R2 年 3月31日まで R3 年 3月 31 日まで R4 年 3 月 31 日まで R5 年 3月 31 日まで の1年間 の1年間 の1年間 の1年間 の1年間 種類 売買・交換 売買・交換 貸借 売買・交換 貸借 売買・交換 貸借 売買・交換 貸借 貸借 内容 (売買) 件 数 ★申請直前5年間の事業年度を左欄より古い年度順に記入してください。(納税証明 (交換) 書の年度及び区分の欄と対応する期間を直近のものとして記入してください。) 宅 価 額 ★法人の場合:定款に定めている事業年度による直前5カ年分を記入 (千円) ★個人の場合:暦年(1月1日~12月31日)に合わせ直前5カ年分を記入 地 ※ 初回の更新の場合、初年度の期間は、「免許の有効期間開始日~直後の決 (売買) 算日(個人の場合は12月31日)」となります。 手数料 (千円) (交換) (売買) 件 数 (交換) 建 ★「件数」「手数料」の欄は、点線の上段に売買実績、点線 価 額 (千円) の下段に交換実績を記入してください。 物 (売買) 手数料 (千円) (交換) (売買) 件 数 (交換) 建宅地 価 額 ■ 及び *****物び (千円) (売買) 手数料 (千円) (交換) (売買) 件 数 (交換) 合 価 額 (千円) 計 (売買) 手数料 (千円) (交換)

◆「添付書類(1)(第二面)」記入例 1(続き)

例:法人業者で、定款に定める事業年度が4月1日から3月31日までの場合

(第二面)

口.	売買	・交換	ぬの実績											
種	類	期間	H30 年 4 月 1 日から H31 年 3 月 31 日まで の1年間	H31 年 4 月 1 日から R2 年 3 月 31 日まで の 1 年間	R2 年 4 月 1 日から R3 年 3 月 31 日まで の 1 年間 ●	R3 年 4月 1日から R4 年 3月31日まで の1年間	R4 年 4 月 1 日から R5 年 3 月 31 日まで の 1 年間							
	宅	件数	<u>.</u>	中等点が5年間の東米	チェナキュー	: 中川口に コスト ナノゼキリ	\							
	地	価 額 (千円)	i	書の年度及び区分の欄	申請直前5年間の事業年度を左欄より古い年度順に記入してください。(納税証明 ト 書の年度及び区分の欄と対応する期間を直近のものとして記入してください。) 去人の場合:定款に定めている事業年度による直前5カ年分を記入									
売	建	件 数	★1	固人の場合:暦年(1月 ※ 初回の更新の場合	1日~12月31日)に 六、初年度の期間は、「	:合わせ直前5カ年分を 免許の有効期間開始								
	物	価 額 (千円)		算日(個人の場合は	: 12月31日)」となりま	きす。								
却	建地及び	件 数												
和	物び	価額(千円)												
	合	件数												
	計	価額(千円)												
	宅地	件数価額												
		(千円)												
購	建物	件数価額												
		(千円)												
入	建地及び物	価額(千円)												
	合	件数												
	計	価額(千円)												
	宅	件数												
	地	価 額 (千円)												
交	建	件 数												
	物	価 額 (千円)												
	建地及び	件 数												
換	物分	価額(千円)												
	合	件数												
	計	価額(千円)												

◆「添付書類(1)(第一面)」記入例2

例:記入例1の期間に実績がない場合

添 付 書 類 (1) (第一面)

- ★新規免許申請の場合は、「新規」と記入 してください。
- ★更新免許申請の場合は、「新規に免許 を受けた年月日」(○年△月◇日)と 「愛媛県知事免許」と記入してください。

宅地建物取引業経歴書

1. 事業の沿革

最初の免許		組	織	変	更	
О年△月◇日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
愛媛県知事 免許			•			

2. 事業の実績

ロ. 売買・交換の実績

合

計

件 数

価 額

(千円)

実績なし

★更新免許申請の場合で、商号又は名称の変更、法人の 合併、資本金の増資の場合に記入してください。

イ. 代理又は媒介の実績

	期間	30年4月 31年3月3 の1:	81 日まで	31年4月 2年3月 の1:	31 日まで	2年 4月 3年 3月 の1:	31 日まで	3年4月 4年3月 の1	31 日まで	4年 4月 5年 3月 の1	
内:	種類 容	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換		売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借

- ★申請直前5年間の事業年度を左欄より古い年度順に記入してください。(納税証明書の年度及び区分の欄と対応する期間を直近のものとして記入してください。)
- ★法人の場合:定款に定めている事業年度による直前5カ年分を記入
- ★個人の場合:暦年(1月1日~12月 31日)に合わせ直前5カ年分を記入
 - ※ 初回の更新の場合、初年度の期間は、「免許の有効期間開始日~直後の決算日(個人の場合は 12 月 31 日)」となります。

◆「添付書類(1)(第二面)」記入例2(続き)

例:記入例1の期間に実績がない場合

(第二面)

実績なし

種類 第 3月31日まで の1年間 3年3月31日まで の1年間 5年3月31日まで の1年間 01年間 01年間 01年間 01年間 01年間 01年間 01年間 0												
世 (千円)	種	31年3月31日まで		2年3月31日まで	3年3月31日まで	4年3月31日まで	4年 4月 1日から 5年 3月31日まで の1年間					
地 価額 (千円) 書の年度及び区分の欄と対応する期間を直近のものとして記入してください。) ★法人の場合:定款に定めている事業年度による直前5カ年分を記入 ★個人の場合:暦年(1月1日~12月31日)に合わせ直前5カ年分を記入 ※ 初回の更新の場合、初年度の期間は、「免許の有効期間開始日~直後の決算日(個人の場合は12月31日)」となります。		宅	件数									
売 建 件 数 ★個人の場合:暦年(1月1日~12月31日)に合わせ直前5カ年分を記入 ※ 初回の更新の場合、初年度の期間は、「免許の有効期間開始日~直後の決 算日(個人の場合は12月31日)」となります。		地		書の:	丰度及び区分の欄と対応	応する期間を直近のも	のとして記入してください	3 1.7 G.K.— 7 3				
物 価額 (千円) 算日(個人の場合は 12月31日)」となります。 建宅 地	売	建	件 数	★個人	の場合:暦年(1月1日~	~12月31日)に合わ	せ直前5カ年分を記入					
************************************		物										
• +n		建宅地	件数									
(十円)	却	及 物び	価 額 (千円)									

7 宅建業を休業していない旨(宅建業を行っているが、実績がない理由の申立書)

◆ 宅建業法第66条第6号に該当しないことを証する書面であり、宅地建物取引業経歴書に 記載の事業年度において、いずれか1年の間に実績がない場合に添付してください。

宅建業第66条第6号において、「免許を受けてから1年以内に事業を開始せず、又は引き続いて1年以上事業を休止したとき」は、免許権者(行政庁)は免許を取り消さなければならず、このことに該当しないことを証するために必要となる書類です。

8 誓約書「添付書類(2)」

◆ 宅建業法第5条第1項各号に該当しないことを証する書面であり、法人にあっては代表者が、個人にあっては申請者本人が代表して誓約をしたものとしてください。

9 専任の宅地建物取引士設置証明書「添付書類(3)」

- ◆ 当該事業所のすべて(本店・支店)について、宅建業法第31条の3第1項に規定する要件を備えていることを証明するものであり、法人にあっては代表者が、個人にあっては申請者本人が代表して証明をしたものとしてください。
- ◆ 「従事する者の数」には、専取も含みます。
- ◆ 免許申請書(第三面)の「従事する者の数」及び宅建業に従事する者の名簿「添付書類(8)」 の「従事する者」の数と一致します。

◆「添付書類(3)」記入例

例:専取の数が1名、従事者の数が5名の場合

添付書類(3)

専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31条の3第1項に規定する要件を備えていることを証明します。

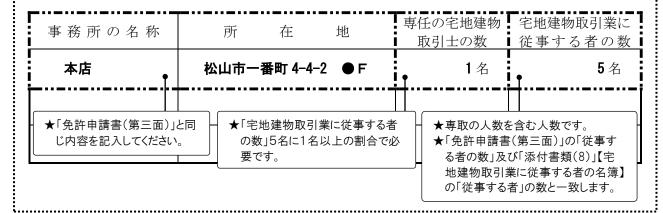
令和 **○**年 **△**月 **◇**日

愛媛県知事 様

商号又は名称 株式会社●●不動産

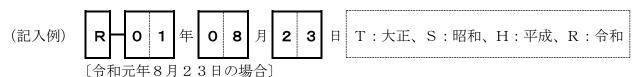
氏 名 代表取締役 愛媛 太郎 (法人にあっては代表者の氏名)

記



[10 相談役及び顧問「添付書類(4)」(第一面)【法人申請のみ】

- ① 「役名コード」の欄は、申請法人に該当者がいる場合に、「11(相談役)」または「12(顧問)」を記入してください。
- ② 「就任年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の口には下表より該当する元号のコードを 記入するとともに、口に数字を記入するに当たっては、空位の口に「0」を記入してくださ い。

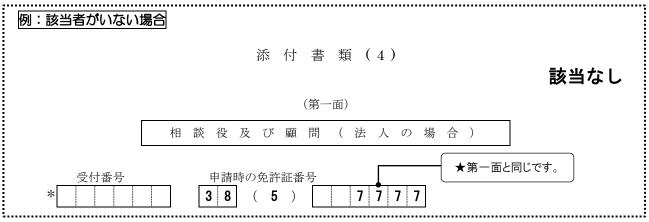


③ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入してください。その際、濁点及び半濁点は1文字として扱います。 また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入してください。

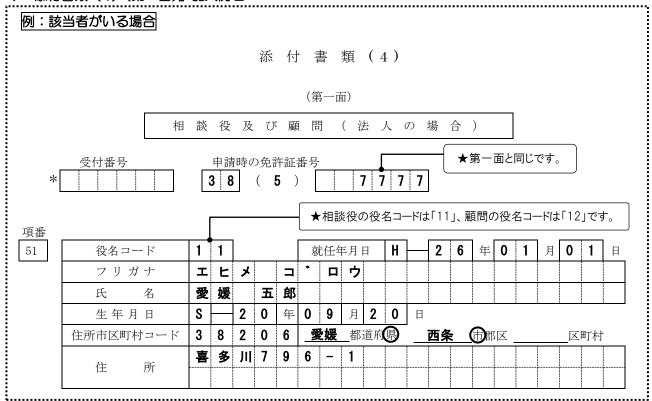


- 相談役及び顧問がいない場合、右上余白に「該当なし」と記入し、添付してください。
- ・ 相談役及び顧問がいる場合、当該書類以外に、「書類番号9:略歴書「添付書類(6)」」、 「書類番号15:身分証明書」、「書類番号16:登記されていないことの証明書」の添付 が必要です。

◆「添付書類(4)(第一面)」記入例1



◆「添付書類(4)(第一面)」記入例 2



11 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資者「添付書類(4)」(第二面)

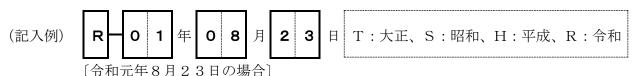
【法人申請のみ】

① 氏名又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで左詰めで記入し、濁点及び半濁点は1文字として扱ってください。

また、「氏名又は名称」の欄も左詰めで記入してください。

なお、株主又は出資者が個人である場合には、姓と名の間に1文字分空けて記入してください。

② 「生年月日」の欄は、株主又は出資者が個人の場合にのみ記入してください。その場合に 最初の口には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、口に数字を記入するに 当たっては、空位の口に「0」を記入してください。



③ 「割合」の欄は、株式会社にあっては該当する株主につき保有株式の発行済株式総数に対する割合を、その他の法人にあっては該当する出資者につき出資金額の出資金総額に対する割合を記入してください。

- ・ 100 分の5以上の株式を有する株主又は出資者がいない場合、右上余白に「該当なし」と記入してください。
- ・ 100 分の 50 以上の株式を有する株主がいる場合、当該書類以外に、「書類番号 15: 身分証明書」、「書類番号 16:登記されていないことの証明書」の添付が必要です。
- ・ 株主が法人の場合、「住所又は所在地」欄は、当該法人の本店所在地を記入してくだ さい。

◆「添付書類(4)(第二面)」記入例1

例	: 該当者がいない場合 添 作	十書	類	(4)) 該当なし	
		(第二	面)			
	100分の5以上の株式を有する株主又は100分	うの 5 以	上の額	顔に相	3当する出資をしている者 (法人の場合)	
	受付番号 申請時の免許証 * 3 8 (5	潘号	7	7 7	★第一面と同じです。7 7	

◆「添付書類(4)(第二面)」記入例2



12 事務所を使用する権原に関する書面「添付書類(5)」

- ① 「事務所名」の欄は、商号、名称を記入せず、本店の場合は「本店」のみ、従たる事務所 の場合は「○○店、○○事務所」等と記入してください。
- ② 「所在地」の欄は、申請書の第三面で記載した所在地を記入してください。
- ③ 「所有者」の欄は、事務所の所有者を記入し、所有者が法人の場合は、法人名、法人の代表者の氏名を記入してください。(記入例1参照)
- ④ 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ、以下のとおり記入してください。(記入例2参照)
 - ・ 「契約相手」の欄は、契約をしている相手方(貸主)を記入してください。 なお、所有者と同じ場合は「同左」と記入してください。
 - ・ 「契約日」の欄は、契約日を記入しますが、自動更新となっている場合は、契約書上の 契約日(当初の契約日)を記入してください。
 - 「契約期間」の欄は、「○○年間」と記入するのではなく、現在が含まれている契約期 間の「R00.00.00~R00.00.00」と記入してください。

なお、<u>自動更新となっている場合は、当初の契約期間(R00.00.00-R00.00.00)を記載し、下段に「自動更新」とかっこ書きで記入してください。</u>

- ・ 「契約形態」の欄は、「賃貸借」(「転貸借」)又は「使用貸借」(「使用転貸借」)と記入 してください。
- ・ 「用途」の欄は、契約書上の用途(事務所等)を記入してください。 なお、契約書等に事務所等の用途としての利用を認める旨の記載がないものは、認められません。
- ⑤ <u>事務所を賃貸借(使用貸借)し、以下の表中「〇」に該当する場合</u>は、「契約書の写し」か「同意書(以下の記入例参照)」を添付してください。

なお、「契約書の写し」の代わりに、重要事項説明書を添付することは認められません。

※ 事務所を転貸借契約している場合は、以下の⑥を参照してください。

一大 事物川と私貝目	大小している物目は、以	下のして多照してくたとい。	_
申 請 者	事務所の所有者	「契約書の写し」 「同意書」の添付	参 考 記入例
	A(同一法人)	×	記入例 1 (P. 30)
A(法人)	B(法 人)	0	記入例2・3
	C (個 人) 〔例:A法人の代表者〕	0	(P. 30 • 31)
	D(同一個人)	×	記入例 4 (P. 32)
D(個人)	E(個 人)	0	記入例 5・6
	F(法 人)	0	(P. 32 • 33)

(凡例)○:「契約書の写し」か「同意書(任意様式)」を添付してください。

×:「契約書の写し」か「同意書(任意様式)」は添付不要です。

⑥ <u>事務所を転貸借している場合</u>は、所有者が第三者への転貸借を認めていることが分かる「契約書の写し」又は「同意書(以下の記入例参照)」を添付してください。

申 請 者	賃借人・転貸人	事務所の 所 有 者	「契約書の写し」 「同意書」の添付	参 考 記入例
C (¾ 1)	H(法人) I(法人・個人)		記入例7・8	
G(法人)	J (個人) 〔例: G法人の代表者〕	I (法人・個人)	0	(P. 34 • 35)
K (個人)	L (法人・個人)	I (法人・個人)	0	記入例 9 · 10 (P. 36 · 37)

⑦ 「契約書の写し」や「同意書(任意様式)」は、<u>事務所の所在地が記載されたもの</u>を添付してください。

例:申請者A(法人)の所有物件の場合

添 付 書 類 (5)

事務所を使用する権原に関する書面

★法人の代表者の氏名まで記入してください。

事項	所有者 ●		事務所の所有	す者が申請者。	と異なる場合	
尹垻	別有有 ▼	契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用途
(事務所名) 本店	:					
	A	/_t_ 100 \	/-t- 1883	/-t- 100 \	/_L 100 \	/ — ioo \
	【代表取締役 【●● ●●	(空欄)	(空欄)	(空欄)	(空欄)	(空欄)
松山市一番町						
4-4-2 ●F	Ī					

上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。

令和 **○**年 **△**月 **◇**日

商号又は名称 A

氏 名 **代表取締役 ●● ●●**

備 考

- 1.「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名(法人の代表者名を含む)を記入すること。
- 2.「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。
 - ① 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用賃借の別を記入すること。
 - ② 「用途」の欄は、土地建物登記簿謄本、建物賃貸借契約書又は建物使用賃貸借契約書等に記載された用途(住居、事務所等)について記入すること。

◆「添付書類(5)」記入例2

例:以下の条件の「契約書の写し」を添付する場合(申請日:R5,10.1)

条件1. 申請者Aと所有者B(C)がR5.4.1 に賃貸借契約を締結

(契約期間: R5.4.1~R7.3.31)

条件2. 賃貸借契約書に、自動更新と、事務所用途での利用を認めることに関する記載がある

添付書類(5)

事務所を使用する権原に関する書面

★B(法人)の場合、代表者 氏名まで記入してください。 ★免許申請者からみた契約相手 (貸主)を記入してください。 ★賃貸借契約書に記載されてい る「用途」を記入してください。

事項	● 所有者					
尹 炽	例有有	▶契約相手	契約日	契約期間	契約形態	▲ 用途
(事務所名) 本店 (事務所所在地) 松山市一番町 4-4-2 ●F	B (C)	同左	R5. 4. 1	R5. 4. 1 ~ R7. 3. 31 (自動更新)	賃貸借	事務所

例:以下の条件の「同意書」を添付する場合(申請日:R5.10.1)

条件1. 申請者Aと所有者B(C)がR5.4.1に同意書を締結(契約期間に関する定めなし) 条件2. 同意書に、事務所用途での利用を認めることに関する記載がある

添付書類(5)

事務所を使用する権原に関する書面

★免許申請者からみた契約相手 ★B(法人)の場合、代表者 ★同意書に記載されている 氏名まで記入してください。 (貸主)を記入してください。 「用途」を記入してください。 事務所の所有者が申請者と異なる場合 所有者 事項 T 契約相手 □ 用途 契約日 契約期間 契約形態 (事務所名) 本店 B (C) 同左 R5. 4. 1 定めなし 同意書 事務所 (事務所所在地) 松山市一番町

◆「同意書」の作成例(記入例3の場合)

同 意 書

愛媛県知事 様

以下の住所における建築物について、宅地建物取引業の事務所として使用することを同意します。

住 所:愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 ● F

契約期間: 定めなし

「令和 年 月 日~令和 年 月 日」でも可

<u>令和 5年 4月 1日</u>

★B(法人)の場合、代表者氏名まで記入してください。

(所有者名) **B (C)**

(申請者名) **A**

(代表者名) **代表取締役** ●● ●●

例:申請者 D(個人)の所有物件の場合

添 付 書 類 (5)

事務所を使用する権原に関する書面

事項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合					
尹垻		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用途	
(事務所名) 本店 (事務所所在地) 松山市一番町 4-4-2 ●F	D	(空欄)	(空欄)	(空欄)	(空欄)	(空欄)	

上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。

令和 **○**年 **△**月 **◇**日

商号又は名称

氏 名 ●● ●●

備考

- 1.「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名(法人の代表者名を含む)を記入すること。
- 2.「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。
 - ① 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用賃借の別を記入すること。
 - ② 「用途」の欄は、土地建物登記簿謄本、建物賃貸借契約書又は建物使用賃貸借契約書等に記載された用途(住居、事務所等)について記入すること。

◆「添付書類(5)」記入例5

例:以下の条件の「契約書の写し」を添付する場合(申請日:R5.10.1)

条件1. 申請者Dと所有者E(F)がR5.4.1 に賃貸借契約を締結

(契約期間: R5.4.1~R7.3.31)

条件2. 賃貸借契約書に、自動更新と、事務所用途での利用を認めることに関する記載がある

添付書類(5)

事務所を使用する権原に関する書面

★F(法人)の場合、代表者 ★免許申請者からみた契約相手 ★賃貸借契約書に記載されてい 氏名まで記入してください。 (貸主)を記入してください。 る「用途」を記入してください。 事務所の所有者が申請者と異なる場合 事項 所有者 ■契約相手 契約日 契約期間 契約形態 ▶ 用涂 (事務所名) R5. 4. 1 本店 E (F) 同左 R5. 4. 1 賃貸借 事務所 (事務所所在地) R7. 3. 31 松山市一番町 (自動更新)

例:以下の条件の「同意書」を添付する場合(申請日:R5.10.1)

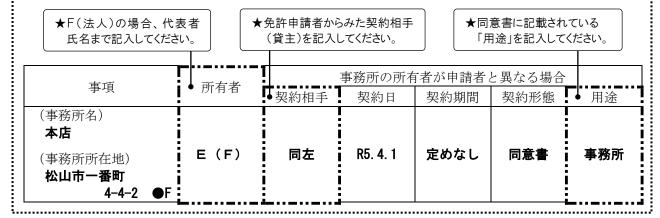
条件1. 申請者Dと所有者E(F)がR5.4.1 に同意書を締結

(契約期間に関する定めなし)

条件2. 同意書に、事務所用途での利用を認めることに関する記載がある

添付書類(5)

事務所を使用する権原に関する書面



◆「同意書」の作成例(記入例6の場合)

同 意 書

愛媛県知事 様

以下の住所における建築物について、宅地建物取引業の事務所として使用することを同意します。

住 所:**愛媛県松山市一番町4丁目4番地2** ● F

契約期間: 定めなし

「令和 年 月 日~令和 年 月 日」でも可

令和 5年 4月 1日

★F(法人)の場合、代表者氏名まで記入してください。

(所有者名) **E(F)**

(申請者名) **D**

(代表者名) ●● ●●

例:以下の条件の「契約書の写し」&「転貸借契約書の写し」を添付する場合(申請日:R5.10.1)

条件1. 所有者 I と賃借人・転貸人H(J)が R5.4.1 に賃貸借契約を締結

(契約期間: R5.4.1~R8.3.31)

条件2. 賃借人・転貸人H(J)と申請者GがR5.8.1 に転貸借契約を締結

(契約期間: R5.8.1~R8.3.31)

条件3. 賃貸借契約書に、転貸借での利用を認めることに関する記載がある

条件4. 賃貸借契約書、転貸借契約書に、自動更新と、事務所用途での利用を認めることに関する記載がある

添付書類(5)

事務所を使用する権原に関する書面

	、の場合、代表: 己入してください		主からみた契約)を記入してくだる			図約書・転貸借契約書に記載る「用途」を記入してください。 「用途」を記入してください。							
事	項	● 所有者	型 契約相手	事務所の所有者が申請者と異なる場合 契約相手 契約日 契約期間 契約形態 1									
松山市一都			!	R5. 4. 1	R5. 4. 1 ~ R8. 3. 31 (自動更新)	賃貸借	事務所						
同上 (事務所所在					H (J)	R5. 8. 1	R5. 8. 1 ~ R8. 3. 31 (自動更新)	転貸借	事務所				
		者からみた契約;を記入してください		┫ H(法人)の場 氏名まで記入し									

例:以下の条件の「賃貸借契約書」&「同意書」を添付する場合(申請日:R5.10.1)

条件1. 所有者1と賃借人・転貸人H(J)がR5.4.1に賃貸借契約を締結

(契約期間: R5.4.1~R8.3.31)

条件2. 賃借人・転貸人H(J)と申請者GがR5.8.1 に同意書を締結

(契約期間に関する定めなし)

条件3. 賃貸借契約書に、転貸借での利用を認めることに関する記載がない

条件4. 賃貸借契約書、同意書に、事務所用途での利用を認めることに関する記載がある

条件5. 同意書に、所有者1の記名がある(転貸借での利用を認める意思表示)

添 付 書 類 (5)

事務所を使用する権原に関する書面

★ が法人の場合、代表者氏 名まで記入してください。 ★借主からみた契約相手(貸 主)を記入してください。

★賃貸借契約書・同意書に記載され ている「用途」を記入してください。

	事務所の所有者が申請者と異なる場合 ● 所有者 ■ オカグラー オカイ オカグラー オカイカー オカイカー オーカイ									
争垻	▮ ♥ 別有有	契約相手	契約日	契約日 契約期間 契約形態						
(事務所名) 本店 (事務所所在地) 松山市一番町 4-4-2 ●F	Ī	I 同左	R5. 4. 1	R5. 4. 1 ~ R8. 3. 31	賃貸借	事務所				
(事務所名) 同上 (事務所所在地) 同上	Ī	H (J)	R5. 8. 1	定めなし	同意書	事務所				

★免許申請者からみた契約相手 (転貸主)を記入してください。 ★H(法人)の場合、代表者 氏名まで記入してください。

◆「同意書」の作成例(記入例8の場合)

同意書

愛媛県知事 様

以下の住所における建築物について、宅地建物取引業の事務所として使用することを同意します。

住 所:**愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 ●**F

契約期間:**定めなし◆** 「**令和 年 月 日~令和 年 月 日**」でも可

令和 5年 8月 1日

★ が法人の場合、代表者氏名まで記入してください。

(所有者名)

★H(法人)の場合、代表者氏名まで記入してください。

◆(賃借人・転貸人) H (J)

(申請者名) **G**

(代表者名) **代表取締役 ●● ●●**

例:以下の条件の「契約書の写し」&「転貸借契約書の写し」を添付する場合(申請日:R5.10.1)

条件1. 所有者 I と賃借人・転貸人しが R5.4.1 に賃貸借契約を締結

(契約期間: R5.4.1~R8.3.31)

条件2. 賃借人・転貸人しと申請者 K が R5.8.1 に転貸借契約を締結

(契約期間: R5.8.1~R8.3.31)

条件3. 賃貸借契約書に、転貸借での利用を認めることに関する記載がある

条件4. 賃貸借契約書、転貸借契約書に、自動更新と、事務所用途での利用を認めることに関する記載がある

添 付 書 類 (5)

事務所を使用する権原に関する書面

★借主からみた契約相手(貸 ★ が法人の場合、代表者氏 ★賃貸借契約書·転貸借契約書に記載 名まで記入してください。 主)を記入してください。 されている「用途」を記入してください。 事務所の所有者が申請者と異なる場合 事項 所有者 契約相手 契約日 契約期間 契約形態 ▶用途 (事務所名) R5. 4. 1 本店 同左 R5. 4. 1 賃貸借 事務所 I (事務所所在地) R8. 3. 31 松山市一番町 (自動更新) 4-4-2 ●F (事務所名) R5. 8. 1 同上 R5.8.1 Ι L 転貸借 事務所 (事務所所在地) R8. 3. 31 同上 (自動更新) ★免許申請者からみた契約相手 ★Lが法人の場合、代表者氏 名まで記入してください。 (転貸主)を記入してください。

例:以下の条件の「賃貸借契約書」&「同意書」を添付する場合(申請日:R5.10.1)

条件1. 所有者1と賃借人・転貸人LがR5.4.1 に賃貸借契約を締結

(契約期間: R5.4.1~R8.3.31)

条件2. 賃借人・転貸人しと申請者 K が R5.8.1 に同意書を締結

(契約期間に関する定めなし)

条件3. 賃貸借契約書に、転貸借での利用を認めることに関する記載がない

条件4. 賃貸借契約書、同意書に、事務所用途での利用を認めることに関する記載がある

条件5. 同意書に、所有者1の記名がある(転貸借での利用を認める意思表示)

添 付 書 類 (5)

事務所を使用する権原に関する書面

★I が法人の場合、代表者氏 名まで記入してください。 ★借主からみた契約相手(貸 主)を記入してください。 ★賃貸借契約書・同意書に記載され ている「用途」を記入してください。

事項		!	事務所の所有	有者が申請者	と異なる場合	
争垻	◆ 所有者	契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用途
(事務所名) 本店 (事務所所在地) 松山市一番町 4-4-2 ●F	I	↓ 同左 	R5. 4. 1	R5. 4. 1 ~ R8. 3. 31	賃貸借	事務所
(事務所名) 同上 (事務所所在地) 同上	I	L	R5. 8. 1	定めなし	同意書	事務所

★免許申請者からみた契約相手 (転貸主)を記入してください。 ★Lが法人の場合、代表者氏 名まで記入してください。

◆「同意書」の作成例(記入例10の場合)

同意書

愛媛県知事 様

以下の住所における建築物について、宅地建物取引業の事務所として使用することを同意します。

住 所:**愛媛県松山市一番町4丁目4番地2** ● F

契約期間:**定めなし◆** 「**令和 年 月 日~令和 年 月 日**」でも可

令和 5年 8月 1日

★ が法人の場合、代表者氏名まで記入してください。

(所有者名)

★Lが法人の場合、代表者氏名まで記入してください。

<u>●(賃借人・転貸人)</u>

(申 請 者 名) **K**

(代表者名) ●● ●●

13 略歴書「添付書類(6)」

① 代表取締役、取締役、監査役、代表執行役、執行役、専取、政令使用人、相談役及び顧問について添付が必要であり、以下の点に注意して、記入してください。

【「住所」の欄】

- ・ 専取の場合、宅地建物取引士資格登録申請によって登録している住所地と一致していることが必要です。 (※一致していない場合は、先立って「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を提出してください。)
- ・ <u>住所地と居所が異なる場合には、居所を上段に記入し、下段に住所地をかっこ書き</u>で記入してください。

なお、専取の場合は、宅地建物取引士登録を受けている都道府県に、居所の登録に ついてご相談ください。

【「電話番号」の欄】

・ 個人の電話番号を記入してください。 (会社の電話番号ではありません。)

【「職名」の欄】

・ 申請法人の場合、履歴事項全部証明書による役名(代表取締役、取締役、監査役等) を記入してください。

なお、専取である場合は「専取」も記入してください。

・ 支店(従たる事務所)の政令使用人は、「政令使用人(○○店)」と記入してください。

【「登録番号」の欄】

・ 宅地建物取引士の資格を有する方は、専取でない場合も必ず登録番号を記入してく ださい。

【「職歴」の欄】

「従事した職務内容」欄は、今までに勤務した法人等の商号(会社名)及び職務内容、役名等を記入してください。

なお、代表取締役及び取締役に就いている場合、常勤・非常勤の別も記入してください。

また、申請する時点で、他法人の役員又は従業者を兼務する場合も、その全てを記入してください。

・ 「期間」欄は、「就職」(就任)又は「退職」(退任)の年月日を記入してください。

「職名」の欄には、会社組織上の役職(職位)である「○○部長、△△課長、支店長、 主任」や、資格名称である「税理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士」という記載は不要 です。

★法人の場合、履歴事項全部証明書に ★専取の場合、資格登録している住所地と一致している必要があります。 よる役名(代表取締役、取締役、監査 ★住所地と居所が異なる場合には、居所を上段に記入し、下段に住所地 役等)を記入してください。 をかっこ書きで記入してください。 ★個人の場合、申請者個人は「代表者」 添付書類 (6) と記入してください。 ★宅地建物取引士の資格を有 ★専取である場合は、「専任の宅地建物 書 歴 略 する方は、専取でなくても、記 取引士」(略称の「専取」でも可)と記 入してください。 入してください。 松山市北持田町 132 ← 住 所 電話番号(089)941 - 1111 エヒメ タロウ (フリガナ) 生年月日 昭和 25 年 10月 1日 氏 名 愛媛 太郎 代表取締役 登録番号 (愛媛) 第 20000 号 職 名 専取 従事した職務内容 期 間 自昭和 47 年 4月 1 ∄ 〇〇商会株式会社 勤務 (営業) 至昭和 52 年 3月 31 ∃ ★「就職」(就任) 又は「退職」 自昭和 52 年 4月 1 日 △△興産株式会社 取締役(非常勤) (退任)の年月 至平成 2年 3月 31 ∄ 日を記入してく ださい。 4月 株式会社●●不動産 設立 自平成 2年 1 目 代表取締役(常勤)に就任 月 日 年 7月 職 自平成 8年 1 目 株式会社口口建物 監査役 月 日 至 年 自**平成 10** 年 8月 25 ∄ 株式会社●●不動産の専任の 宅地建物取引士に就任 月 日 至 月 自 年 日 現在に至る 至 月 日 年 自 年 ★今までに勤務した法人等の商号(会社名)及び職務内容、役名等を記 入してください。なお、兼務する場合は、その全てを記入してください。 至 年 ★現在、免許申請している業者についても記入してください。 自 年 ★「常勤」「非常勤」の別を、漏れなく記入してください。 至 年

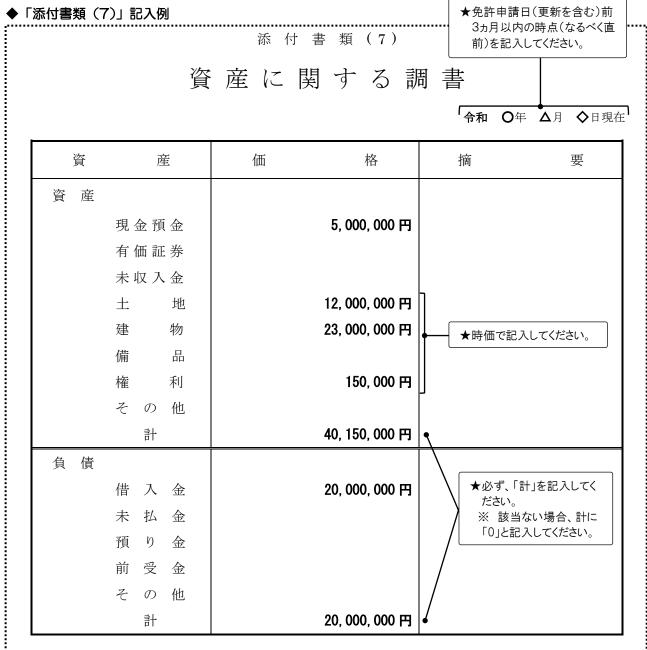
上記のとおり相違ありません。

令和 **○**年 **△**月 **◇**日

氏 名 愛媛 太郎

14 資産に関する調書「添付書類(7)」(個人申請のみ)

- この調書は、個人申請の場合のみ、作成してください。
- ② 宅建業に関する資産を含むすべての資産について記入してください。
- ③ 「資産」の土地、建物、備品、権利の価格欄は、時価で記入してください。



備考

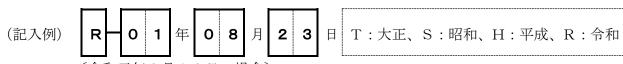
- 1 この調書は、個人の業者のみが記入すること。
- 2 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

15 宅地建物取引業に従事する者の名簿「添付書類(8)」

- ① この書面は、事務所ごと(本店・支店ごと)に作成してください。
- ② 「申請時の免許証番号」の欄は、更新の場合にのみ記入してください。 なお、左端の2マスは免許権者コードの記入箇所であるため、愛媛県知事免許の場合、「38」を記 入してください。
- ③ 「宅地建物取引業に従事する者」の欄には、他の業務を兼業し、宅建業を主として取り組む者や一般管理部門(経理・総務等)に従事する者は含めて記入ください。 なお、非常勤役員や「宅建業に直接的な関係が乏しい業務に臨時的に従事する者」は含ま

れません。
(4) 「氏名」の欄は、姓と名の間に1文字空けて左詰めで記入してください。

⑤ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、 □に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入してください。



[令和元年8月23日の場合]

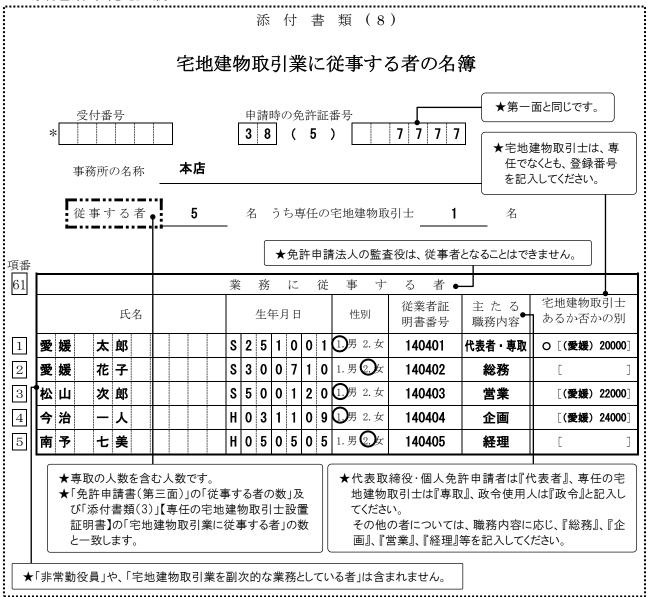
- ⑥ 「性別」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- ⑦ 「従業者証明書番号」の欄は、宅建業法第48条第1項の証明書の番号を記入してください。

なお、新規の免許の申請の場合には、あらかじめ証明書の番号を定め、その番号を記入してください。

- ⑧ 「主たる職務内容」の欄は、以下のとおり記入してください。
 - 代表取締役、個人免許申請者→『代表者』
 - 専任の宅地建物取引士→『専取』
 - · 政令使用人→『政令』
 - その他の者→『総務』、『企画』、『営業』、『経理』 等
- ⑨ 「宅地建物取引士であるか否かの別」は、宅地建物取引士である場合は、[]内に登録 番号を記入し、このうち専取である者については、[]の前に○印を付けてください。
- ⑩ この書面に記入しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記入して、当該面の次に添付してください。
 - ・ <u>従業者証明書番号は原則6桁の数字で、左から1桁目・2桁目は、その者が従事し</u> 始めた年の西暦下2桁、3桁目・4桁目は、その者が従事し始めた月、5桁目・6桁 目は、従事者ごとに重複がないように付した番号となります。(新規申請の場合には、 その者が従事し始めた年及び月は申請年月としてください。)

なお、一度付した従業者証明書番号は変更しないでください。

・ 会社法の規定により、監査役は取締役の職務執行を監査し、会社の業務や財産を調査するため、その会社の業務に従事することはできません。よって<u>同一法人の監査役</u>は、従事者を兼ねることができません。



[16] 専任の宅地建物取引士勤務内容調書【専取のみ】「添付書類(9)」

- ◆ 「2(1)事務所での勤務開始年月日」欄は、<u>当該事務所に勤務するようになった日</u>を記入してください。(新規の免許申請で、勤務開始日が未定の場合は、空欄としてください。)
- ◆ <u>「3(5)宅地建物取引業以外の業務」における業務内容については、免許申請者内での</u> 業務と免許申請者以外での業務に分けて、業務内容等を記入してください。
- ◆ <u>住所地と居所が異なる場合</u>(単身赴任等で、実際に住んでいる場所(居所)は愛媛県内だが、住民票の住所が愛媛県外である場合等)<u>は、宅地建物取引士登録を受けている都道府県</u>に、居所の登録についてご相談ください。

また、様式最下段の住所欄については、<u>居所を上段に記入し、下段に住所地をかっこ書き</u>で記入してください。

◆ 出向により勤務先の登録内容等が変更になる場合は、必ず「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を提出してください。 (https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-d/download Form/downloadFormList_detail?tempSeqzz=335)

添付書類(9)

専任の宅地建物取引士勤務内容調書

[注意事項]

- ・必ず宅地建物取引士本人が記入し、宅地建物取引士と免許申請書で内容を確認の上、下欄に記名してく ださい。
- ・後日、下記の内容について、電話等により確認させていただいたり、追加の書類提出を求めたりする場合があります。

〔記入方法〕

- ・該当するものの□にチェックを入れてください。なお、主たる事務所に勤務する方は本店に、従たる事 務所に勤務する方は支店等にチェックを入れてください。
- ・当該事務所での勤務開始年月日の欄は、免許年月日、宅地建物取引士となった日とは関係なく、当該事 務所に勤務するようになった日を記入してください。

	1 勤務する事務所の別	☑	本月	吉 ロ	支店等 ※ 支足		•	名称を記	入してくフ	どさい。)
	2 事務所への通勤方法	手段	(徒	F)	時間	(10) 5	}
	(1) 事務所での勤務 開始年月日			平成 2	年	4	月		1 目		
	(2) 勤務日数(月平均) 定休日 常勤非常勤の別			☑	土・ 常勤	22 日	曜日	(記載化	列:シフ 列:不定(
	(3) 勤務時間			9 時から)		17 時	まで	7	時間]
	(4) 給 与 制	☑□	個人	合制 [へで自ら代表 O他(□ 日給は		ロ 歩 なし	合)
			無								
3	(5) 宅地建物取引業 以外の業務 ※ 有無のどちらか			・業務量	容 産賃貸業	き、不	動産管	理業 一日に~	つき	1	時間
	にチェックを入れ、 有の場合は、詳細 を記入してくださ い。	Ø	有	イ. 免許申・勤務先商号	請者以夕 :の商号 (名称) (地: 八帽 (容 役	トでの (名称 : 株5 孫浜市	業務(、)及び 式会社口 ・ 北浜 1 -	法人の役 所在地]口建物	- 職も含む		時間

上記のとおり相違ありません。

令和 ○年 △月 ◇日

上記のとおり相違ありません。

令和 ○年 △月 ◇日

(専任の宅地建物取引士)

住 所:愛媛県松山市北持田町 132 🖣

氏 名:愛媛 太郎

★住所地と居所が異なる場合は、居所を上段に記入し、下段に住所地をかっこ書きで記入してください。

(免許申請者)

商号又は名称:**株式会社●●不動産**

氏 名:代表取締役 愛媛 太郎

(法人にあっては代表者氏名)

17 事務所付近の地図

- ◆ 住宅地図等を利用して、事務所の位置が判別できるよう○印等を記入してください。(当該地図を用いて、事務所まで行ける精度や縮尺のものとしてください。)
- ◆ 事務所ごと【本店、支店(従たる事務所)】に作成してください。 なお、事務所の名称(「本店」「○○店」等)も記入してください。

_18 事務所の写真(カラー写真)

◆ 免許申請書受付日時点で、3ヵ月以内に撮影した鮮明なカラー写真を、別添の「事務所の写真(台紙)」に記載されている点線枠内に貼付してください。

なお、デジタルカメラで撮影する場合は、高解像度でプリントしたものとしてください。

◆ 「建物全景」、「入口付近」、「事務所の内部」及び「業者票・報酬額表ともに来客に分かり やすい場所に掲示していること」が確認できる写真を撮影し、貼付してください。

なお、新規申請の場合は、「業者票・報酬額表ともに来客に分かりやすい場所に掲示していること」が確認できる写真の貼付は不要です。

- ◆ 建物全景が1枚の写真に入りきらない場合は、何枚かに分けて撮影し、貼付してください。
- ◆ 業者票及び報酬額表は、記載内容が判別できるように拡大した写真を撮影し、貼付してく ださい。

なお、報酬額表は、最新の改正が行われているものを掲示の上、撮影し、貼付してください。

- ◆ 業者票における「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名」欄については、 当該事務所に所属する全ての専取について記入してください。
- ◆ 商業用ビルやマンション等の一室(一部)を事務所として使用している場合、適当な距離 から入口全体が把握できるカラー写真を撮影し、貼付してください。
- ◆ 事務所として使用している一室が2階以上にある場合、商業用ビルやマンション等のエントランスの写真だけでなく、当該事務所の一室の入口の写真も撮影し、貼付してください。
- ◆ 事務所の所在、独立した形態を備えているか等の確認をするため、写真は多めに撮影し、 貼付してください。(写真の枚数に制限はありませんので、複数枚の台紙を利用してください。)
- ◆ 個人の居宅の一部や、マンション等の集合住宅の一室(一部)を事務所として使用し、かつ同一フロアに他法人等が同居している事務所の場合は、5ページに記載の【留意点】を確認の上、事務所の位置を太枠で示したり、「宅建業者」「別法人」「共通の経路」をそれぞれ着色し、判別しやすいよう工夫した平面図等を添付してください。
 - ※ 個人の居宅の一部を事務所として使用するが、居宅の出入り口から居住部分を通らずに事務所部分に出入りすることが判断し難い場合(例:空き部屋の一部を経路として使用する場合等)は、「居住部分」「事務所専用部分」「共有(通路)部分」を色分けした平面図を添付してください。
 - ※ 同一フロア、同一部屋に他の法人等の事務所がある場合は、パーテーションなどにより 事務所の範囲が明確に区分され、独立性が保たれていることが確認できる写真及び平面 図を添付してください。
- ◆ 前述の条件に合致し、<u>平面図を添付する場合は、各写真に番号を付した上で、平面図に各</u> 写真の撮影方向を記載してください。

19 身分証明書【発行日から3ヵ月以内のもの】

◆ 代表者、役員(取締役、監査役、理事、監事、執行役等)、専取、政令使用人、相談役及 び顧問について必要となります。

なお、100分の50以上の株主又は出資者についても同様に必要となります。

- ◆ 本籍地の市区町村において発行されるもので、成年被後見人及び被保佐人とみなされる 者(従前の禁治産者、準禁治産者)に該当しない旨、並びに破産者で復権を得ないものに該 当しない旨の証明書のことです。(パスポートや運転免許証とは異なります。)
- ◆ 外国籍の方の場合、「身分証明書と同じ内容を誓約した書面」(様式は任意ですが、作成例を基にA4用紙で作成してください)及び「住民票抄本」(国籍等並びに、在留カードに記載されている在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び、在留カードの番号又は、特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号の記載があるもので、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)を添付してください。

◆外国籍の方が作成する「身分証明書と同じ内容を誓約した書面」の作成例

誓 約 書

令和 **○**年 **△**月 **◇**日

愛媛県知事 様

国 籍 居 住 地 (フリガナ) 氏 名 (フ リ ガ ナ 通 称 名) 生 年 月 日 年 月 日

私は、成年被後見人及び被保佐人とみなされる者でなく、かつ、破産者でもないことを誓約します。

20 登記されていないことの証明書【発行日から3ヵ月以内のもの】

◆ 代表者、役員(取締役、監査役、理事、監事、執行役等)、専取、政令使用人、相談役及 び顧問について必要となります。

なお、100分の50以上の株主又は出資者についても同様に必要となります。

- ◆ 成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書のことです。全国の法務局、松山地方法務 局の戸籍課窓口、又は東京法務局後見登録課へ申請し、取得することができます。
- ◆ 外国籍の方の場合も、添付が必要となります。

【身分証明書との関係】

平成12年3月31日以前は、禁治産者(成年被後見人とみなされる者)・準禁治産者(被保佐人とみなされる者)については、その内容は本人の戸籍への記載という方法で公示されておりましたが、平成12年4月1日以降は、新しい成年後見制度の施行により、その公示方法が戸籍への記載から後見登記等ファイルへの登記に変更されました。

そのため、平成12年3月31日以前に、いわゆる欠格条項に該当しないこと(禁治産者 (成年被後見人とみなされる者)、準禁治産者 (被保佐人とみなされる者)に該当していない)の証明は、従前どおり本籍地の市町村が発行する「身分証明書」によって行うことになり、平成12年4月1日以降は、その証明は成年被後見人・被保佐人等に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」によって行うことになります。

その結果、いずれの時点においても欠格事由に該当していないことを証明するためには、「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」の両方が必要となります。 なお、「破産者」でないことの証明につきましては、従前どおり身分証明書によっての み証明されることになります。

21 代表者の住民票【個人申請のみ】【発行日から3ヵ月以内のもの】

- ◆ 住所地の市区町村が発行したものが必要です。
- ◆ 個人番号(マイナンバー)の記載のないものを添付してください。

22 法人の履歴事項全部証明書【法人申請のみ】【発行日から3ヵ月以内のもの】

- ◆ 「目的」欄に宅建業を営む旨の記載がされていることが必要です。
- ◆ 事務所(本店)の所在地は、商業登記簿に登記されている場所としてください。
- ◆ 登記事項は、現在の内容とすべて一致していることが必要であり、更新免許申請の際に一致していない場合は、必ず「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」を提出してください。
- ◆ 役員の住所が登記されており、その住所が「登記されていないことの証明書」の住所と異なる場合は、登記している住所を変更するか、登記している住所に居住していたことが分かる公的書類(戸籍の附票等)を添付してください。
- ◆ 組合や農協等、役員の登記を必要としない法人の場合は、履歴事項全部証明書のほか、申 請時点における役員一覧を法人代表者が証明したものを添付してください。

23 申請直前1ヵ年分の決算書(表紙、貸借対照表及び損益計算書)の写し 【法人申請のみ】

◆ 新規免許申請において、一度も決算をしていない(第一期の決算期が到来していない)場合は、設立当初の貸借対照表のみ添付してください。

◆法人設立時の「開始貸借対照表」の作成例

開始貸借対照表

★法人の履歴事項全部証明書に記載されている「会社設立の年月日」を記入してください。

令和 ○年 **△**月 **◇**日現在

	資産		負債・資本
科目	金額	科目	金額
現金	1, 000, 000円	資本金	1,000,000円
合 計	1,000,000円	合 計	1,000,000円

上記のとおり相違ありません。

令和 ○年 △月 ◇日

所 在 地 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

商号又は名称 株式会社●●不動産

氏 名 **愛媛 太郎**

_24 税務署が発行する納税証明書

- ◆ (法人の場合)申請時点において税務署が発行可能な直近1か年分の法人税の納税証明書 (様式その1.納税額等証明用)を添付してください。ただし、新規免許申請で新設法人の 場合、添付は不要です。
- ◆ (個人の場合)個人業者においては、申請時点において税務署が発行可能な直近1か年分の所得税の納税証明書(様式その1.納税額等証明用)を添付してください。

なお、新規免許申請において、給与所得者であった者は、直前1か年分の源泉徴収票の写 しを添付してください。

VI 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書等の必要書類

1 必要書類一覧と注意事項

宅建業者は免許を受けた後、免許申請書に記載した下表の事項について変更があった場合、変更が生じた日から30日以内に、宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書及び添付書類を提出することが必要です。(変更が生じた日から30日を経過した後に届出を行う場合は、遅延理由書(52ページ参照)を添付してください。)

※ <u>複数の変更内容を同時に届け出る場合は、変更が生じた時点ごとに届出書を作成して</u> ください。

なお、重複する提出書類(身分証明書や登記されていないことの証明書等)の原本は 1部のみで結構です。(原本を添付しない届出書には、写しを添付してください。)

- ※ 審査の都合上、下表とは別に書類の提出が必要となる場合があります。
- ※ 所属している協会によって、下表とは別に必要提出書類があるため、それぞれの協会 に確認して下さい。(12ページ参照)

			変更事項										
1	商	号又は	(記載例:53ページ)										
	書類の)要否	提出書類										
	個人	法人	提出書類										
	\circ	\circ	· 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第一面)										
	\times	\circ	履歴事項全部証明書(原本)										
			※ 有限会社から法人会社への変更の場合は、商号変更が確認できる登記事項証										
			明書(履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書)が必要です。										
			※ 登記の手続きについては、法務局へ相談ください。										
			【商号又は名称の変更の場合は、以下の書類も必要です。】										
	\circ	\bigcirc	・宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書										
	\circ	\circ	・従前の宅地建物取引業者免許証 (原本)										
2	役員	員の就	任【法人業者のみ】 (記載例:54ページ)										
	書類の)要否	提出書類										
	個人	法人	灰 山 盲 規										
	_	\bigcirc	· 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第一面)(第二面)										
	_	\circ	・誓約書「添付書類 (2)」										
	_	\circ	・専任の宅地建物取引士設置証明書「添付書類(3)」										
	_	\circ	・略歴書「添付書類(6)」〔就任者分〕										
	_	\circ	・身分証明書〔就任者分〕(原本)										
	_	\circ	・登記されていないことの証明書〔就任者分〕(原本)										
	_	\triangle	・役員一覧表〔組合・農協等のみ〕(法人代表者が証明したもの)										
	_	\circ	・履歴事項全部証明書(原本)										
			※ 就任者が、以前から、同法人の役員・政令使用人・専取であった場合は、『身										
			分証明書』及び『登記されていないことの証明書』の添付省略は可能です。(提										
			出不要)										
			ex. 代表取締役を退任し取締役へ就任										
			ex. 取締役を退任し監査役へ就任										
			ex. 政令使用人のまま取締役へ就任 等										
			※ 新たに代表者へ就任する場合は、添付省略はできません。										
			ex. 取締役から代表者に就任										
			(次ページに続く)										

			ex. 専取のまま代表者へ就任 等
			【代表者への就任の場合は、以下の書類も必要です。】
	_	\circ	・宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書
	_	\circ	・従前の宅地建物取引業者免許証(原本)
3	役	員の退	任【法人業者のみ】 (記載例:54ページ)
	書類の)要否	提出書類
	個人	法人	ж Ц 盲 規
	_	\circ	· 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第一面)(第二面)
	_	\triangle	・役員一覧表〔組合・農協等のみ〕(法人代表者が証明したもの)
	_	\circ	・履歴事項全部証明書〔退任日の記載がない場合は、閉鎖事項全部証明書が必要〕(原本)
4	政*	令で定	める使用人の就任 (記載例:55ページ)
	書類の)要否	提出書類
	個人	法人	近 山 青 規
	\bigcirc	\circ	宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第一面)(第三面)
	\bigcirc	\circ	・誓約書「添付書類 (2)」
	\bigcirc	\circ	・専任の宅地建物取引士設置証明書「添付書類(3)」
	\bigcirc	\circ	・略歴書「添付書類(6)」〔就任者分〕
	\bigcirc	\circ	· 身分証明書〔就任者分〕(原本)
	\bigcirc	\circ	・登記されていないことの証明書〔就任者分〕(原本)
			※ 就任者が、以前から、同法人の役員・政令使用人・専取であった場合は、『身
			分証明書』及び『登記されていないことの証明書』の添付省略は可能です。(提
			出不要)
			ex. 取締役のまま政令使用人へ就任 等
			【宅建業者の従事者登録の有無に関わらず、新たに政令で定める使用人に就任し
			た場合は、以下の書類も必要です。】
	0	0	・従事者変更届
5			める使用人の退任 (記載例:59 ページ)
	書類の)要否	提出書類
	個人	法人	灰 山 自 敖
	\circ	\circ	・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第一面)(第三面)
			【政令で定める使用人が退任する場合は、以下の書類も必要です。】
	0	0	・従事者変更届
6	専	取の就	任 (記載例:56 ページ)
	書類の		提出書類
	個人	法人	ж д в ж
	\bigcirc	\circ	・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第一面)(第四面)
	\bigcirc	\circ	・誓約書「添付書類 (2)」
	\circ	\circ	・専任の宅地建物取引士設置証明書「添付書類(3)」
	0	0	・略歴書「添付書類(6)」〔就任者分〕
	0	0	・専任の宅地建物取引士勤務内容調書「添付書類(9)」〔就任者分〕
	0	0	・身分証明書〔就任者分〕(原本)
	\circ	\circ	・登記されていないことの証明書〔就任者分〕(原本)
			※ 就任者が、以前から、同法人の役員・政令使用人・専取であった場合は、『身
			分証明書』及び『登記されていないことの証明書』の添付省略は可能です。
			(次ページに続く)

			ex. 取締役のまま専取へ就任
			ex. 支店等の専取を退任し、本店の専取へ就任 等
			【新たに専取に就任した場合は、以下の書類も必要です。】
	\bigcirc	\circ	· 從事者変更届
-	<u> </u>	専取に	- 関する就退任の変更届を提出することにより、宅地建物取引士の勤務先の登録内
	_		連動して自動的に変更とはならないことから、就退任により勤務先の登録内容等が
		-	こる場合は、必ず「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を提出してください。
			://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempS
		zz=33	
7		₂₂ –33. 取の退	
<i>'</i> [<u>寸</u> :		
	個人	法人	提出書類
-			之地建物取引光类及烧浆料重度亦更足山事(烧、云)(烧皿云)
-	0	0	・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第一面)(第四面)
			【専取を退任した場合は、以下の書類も必要です。】
	0	0	・従事者変更届
		•	変更届出の提出期限は30日以内ですが、宅建業法に定める割合未満となった場合
	に	おいて	一、新たに専取を設置する期限は、退任してから2週間以内です。
8			務所及び従たる事務所の所在地の移転 (記載例:61ページ)
	書類の	り要否	提出書類
	個人	法人	лс ц в ж
	\bigcirc	\circ	· 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第一面)(第三面)
	\bigcirc	\circ	・誓約書「添付書類 (2)」
	\bigcirc	\circ	・専任の宅地建物取引士設置証明書「添付書類 (3)」
	\bigcirc	\circ	・事務所を使用する権原に関する書面「添付書類(5)」
	\bigcirc	\circ	・事務所付近の地図〔移転する事務所のみ〕
	\circ	0	・事務所の写真(カラー写真)〔移転する事務所のみ〕
	×	\triangle	・履歴事項全部証明書〔従たる事務所については、支店登記している場合のみ〕(原本)
	\triangle	\triangle	・建物の賃貸借契約書(写)等〔移転する事務所のみ〕
-			【主たる事務所が移転する場合は、以下の書類も必要です。】
	\circ	\circ	・宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書
	\bigcirc	\circ	・従前の宅地建物取引業者免許証(原本)
9			務所の新設 (記載例:55ページ)
9		ンタチ り要否	(記載例: 33・・・ン)
-	個人	法人	提出書類
-		0	・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第一面)(第三面)(第四面)
	\circ	0	・誓約書「添付書類(2)」
	_		111111111111111111111111111111111111111
	0	0	・専任の宅地建物取引士設置証明書「添付書類(3)」
	0	0	・事務所を使用する権原に関する書面「添付書類(5)」
	0	0	・略歴書「添付書類(6)」〔政令使用人、専取の就任者分〕
	0	0	・宅地建物取引業に従事する者の名簿「添付書類(8)」
	0	0	・専任の宅地建物取引士勤務内容調書「添付書類(9)」〔就任者分〕
	0	0	・事務所付近の地図〔新設する事務所のみ〕
	\bigcirc	0	・事務所の写真(カラー写真)〔新設する事務所のみ〕
	\circ	0	・身分証明書〔政令使用人、専取の就任者分〕(原本)
	\bigcirc	\circ	・登記されていないことの証明書〔政令使用人、専取の就任者分〕(原本)
			(次ページに続く)

	×	0	・履歴事項全部証明書〔従たる事務所について、支店登記している場合のみ〕(原本)
	\triangle	\triangle	・建物の賃貸借契約書(写)等〔新設する事務所のみ〕
			【異動等により従事者が変更となる場合は、以下の書類も必要です。】
	\circ	\circ	・従事者変更届
1() 従	たる事	- 5務所の廃止 (記載例:62 ページ)
	書類の	の要否	
	個人	法人	
	0	0	・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第一面)(第三面)(第四面)
	×	\triangle	・履歴事項全部証明書〔従たる事務所について、支店登記している場合のみ〕(原本)
			【異動等により従事者が変更となる場合は、以下の書類も必要です。】
	\circ	0	・従事者変更届
1	1 代	表者、	役員、政令使用人及び専取の氏名の変更 (記載例:53ページ)
	書類の	の要否	
	個人	法人	·
	0	0	・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (第一面) (第二面) (第三面) (第四面)
	\circ	0	・戸籍抄本〔政令使用人又は専取の変更の場合のみ〕(原本)
	×	0	・履歴事項全部証明書〔代表者又は役員の氏名の変更の場合のみ〕(原本)
			【代表者の氏名変更の場合は、以下の書類も必要です。】
	\circ	\circ	・宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書
	\circ	\circ	・従前の宅地建物取引業者免許証(原本)
	<u>•</u>	宅地建	建物取引士 (専取含む) に関する氏名の変更届を提出することにより、宅地建物取引
	士	の氏名	名の登録内容が、連動して自動的に変更とはならないことから、 <u>氏名が変更になる場</u>
	<u>合</u>	は、必	公ず「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を提出してください。 (https:/
	/a	pply.	e-tumo.jp/pref-ehime-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeqzz=33
	5)		
/	٧ - ١	Γ-	中枢のモブ、側にからな「〇・八井松ツモ」「〇・八井松フェ」「八・八井火 トッド人

- (注1) 「書類の要否」欄における「〇」は書類必要、「 \times 」は書類不要、「 \triangle 」は該当する場合は書類必要、「-」は該当なしを表しています。
- (注2) 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書及び「添付書類」(2)(3)(5)(6)(8)(9) については、愛媛県ホームページ「えひめ電子申請システム(手のひら県庁)」の『宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書』からダウンロードできます。(https://www.pref.ehime.jp/h41000/sinsei/037/037035/037035.html)
- (注3) 「添付書類」(2)(3)(5)(6)(8)(9)の作成に当たっては、「V 免許申請書の記入要 領」(16ページ参照)を確認ください。
- (注4) 上記書類の様式は、申請時点での最新のものとしてください。

	遅	延	理	由	書				
						令和	O年	▲月	♦ ∃
愛媛県知事 様									
		(事	<u> </u>	地) 愛	媛県松	山市一	番町 4	丁目4	番地
★該当するものをそれ 選択してください。	いぞれ		<u>号又は名</u> 表 者 氏					<u> </u>	
				$\overline{1}$					
宅地建物取引業法(第9 け出を行うよう規定されて									
です。									
			記						

Ⅷ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書等の記入要領

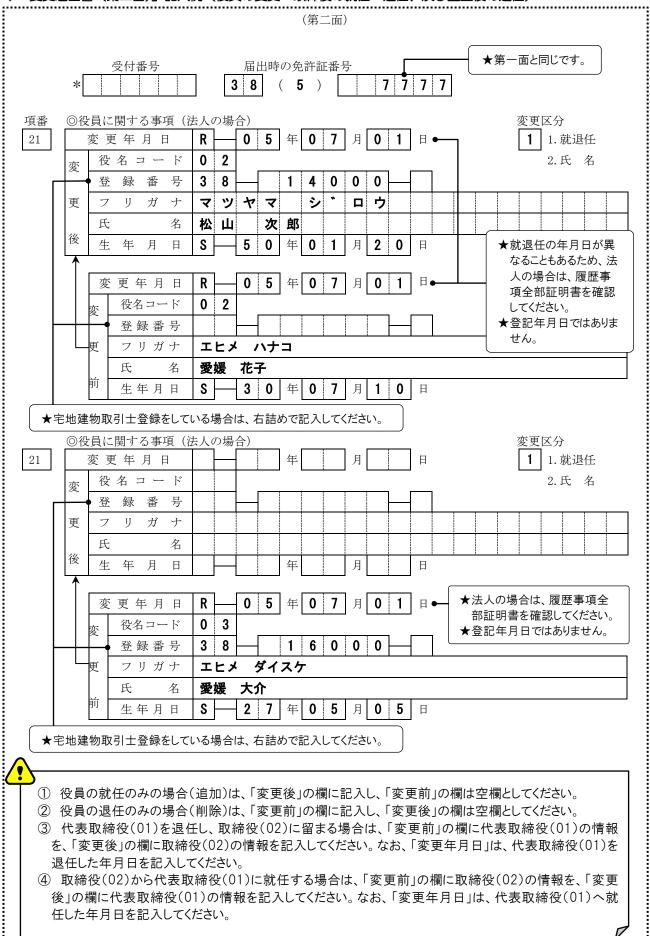
1 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書

◆「変更届出書(第一面)」記入例(商号及び代表者の変更)

様式第三号の四 (第五条の三関係)

		宅	地建	物	取	弓	業	津	•		筹 了 一面)		載	事	項	変	更	ī l	出国	書			
_ \	商号ス	スは名利	建物取 (2) 生物取引) 代表	者を	ては	固人	(のう 3)衫	ち、 殳員	(4) 🗄											
└ ★	·該当·	する番号	号を○で	囲んで	ごくだ	さい。									令	和	O ⁴	年	▲月	\	3		
愛媛	県知	事 裑	ŧ																_	•			
						申請	青者	郵	便 こる	事務	昏 务所	号 の	(790	社 ●) -	85	70)					
			ては名称	_					所		在		地	变如	发県	松山	1市	ī—ŧ	番町 4	1 T I	∄ 4 i	鲊地 2	2
項」	の変す	更の場合	固人に関 ì、変更≀ てください	後の内			_		電	話	均	って 場	は、 号	代表	ē者 <i>0</i> 089) (94	当) 41	- :	予 多 2111 8888	=			
		i	受付番	号				受	付年	月日	1				届出	時の	免	許証	番号				
	*					*									8	(_				7 7	7	7
項番	© Ē	商号又に	は名称																				
11		変更	年月	B	R		0	5	年	0	7	月	0	1	日	•							
	変	フ	リ ガ	ナ	カ	フ	*	シ	+	カ	*	1	シ	ヤ	マ	ル	マ	ル	ジ	그 '	ウタ	ク	
	更後	商号	子又は名	称	株	式	会	社	•	•	住	宅					音 E	『証明 日を記	か場合。 明書に 己入して 年月日	記載さ	された	変更生	I
		変	フリガ	ナ	٦	ュブ	シキ	・ガィ	くらい	ヤマ	7 ルフ	マル	フト	: ტ.	サン								$\overline{}$
	L	更	<u></u>				/ 、 会社	-				• 70											
		HII II	7 7 7 7 1 3 1	н г т																			
10			又は個人		_	事項		E	Æ.	^	7	月	^	4	П		_			変更図		i Ir	
12	-		年 月		R O	1	0	5	牛	0	7	月	0	ı	目●						l. 就追 2. 氏		
,	変		· 一 録 番	- 号	U	•														2	IV	711	
	更		リ ガ	ナ	1	ゥ	3		ェ	1	シ	*											
		氏		名	東	予	 	英	=										1			月日カ	
	後	生生	年 月	月	S		3	3	年	0	6	月	2	3	月	'\						るため. 履歴	
	\uparrow				_	1		_		^	-		•		l _							書を確	認
		1 4	年月安名コー		R 0	1	0	5	年	0	7	月	0	1	目●				1		ぎさい。 ∈月日	ではあ	,IJ
		发	ライコー 登録番		3	8			2	0	0	0	n						1	せん			
ſ			エリガ		<u> </u>	ピメ	<u> </u>	ם ל		J	v	v	v										
		-	E	名	愛		太郎																丄
		前	主年月		S		2	5	年	1	0	月	0	1	目	 ★	宅	地建	建取引:	士登卸	渌をし	ている	場

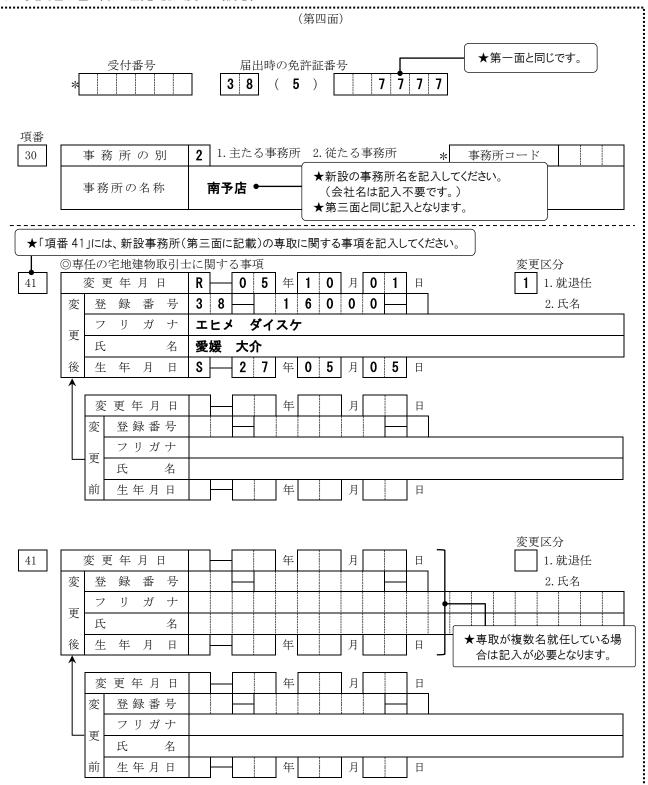
◆「変更届出書(第二面)」記入例(役員の変更:取締役の就任・退任、及び監査役の退任)



◆「変更届出書(第三面)」記入例1 (事務所の変更:従たる事務所の新設、及び政令使用人・専取の就任) (第三面) ★第一面と同じです。 届出時の免許証番号 受付番号 7 7 7 3 8 (5) 項番 30 事務所の別 2 1. 主たる事務所 2. 従たる事務所 事務所コード ★新設の事務所名を記入してください。 事務所の名称 南予店 ← (会社名は記入不要です。) ★「項番 31」には、新設する事務所に関する事項を記入してください。 変更区分 1. 新設・廃止 ◎事務所に関する事項 2. 名称・所在地 0 5 年 1 0 月 0 1 31 変更年月日 日 2. 従たる事務所 1. 主たる事務所 2 事務所コード 事務所の別 予 事業所の名称 南 店 7 8 郵便番 号 9 8 5 1 1 変 所在地市区町村コード 2 3 都道府(県) 宇和島 (市)郡区 区町村 3 8 0 愛媛 吏 神 町 7 _ 1 天 在 地 後 号 0 5 _ 2 5 _ 5 2 1 1 電話番 8 9 3 従事する者の数 年 月 日 変更年月日 事務所の名称 更 在 前 ★「項番 32」には、上記新設事務所の政令使用人に関する事項を記入してください。 変更区分 ◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項 32 変更年月日 R 0 5 年 1 月 0 1 1 1. 就退任 0 日 変 登 録 番 3 8 1 6 0 0 0 2. 氏名 × タ ヶ IJ ガ ナ エ ᆫ 1 ス 更 氏 名 愛 媛 介 大 後 S 7 年 0 5 月 生 年 月 0 5 日 変更年月日 月 日 変 登録番号 フリガナ 更 氏

前 生年月日 年 月 日 ① 従たる事務所を新設する場合は、「変更後」の欄に記入し、「変更前」の欄は空欄としてください。

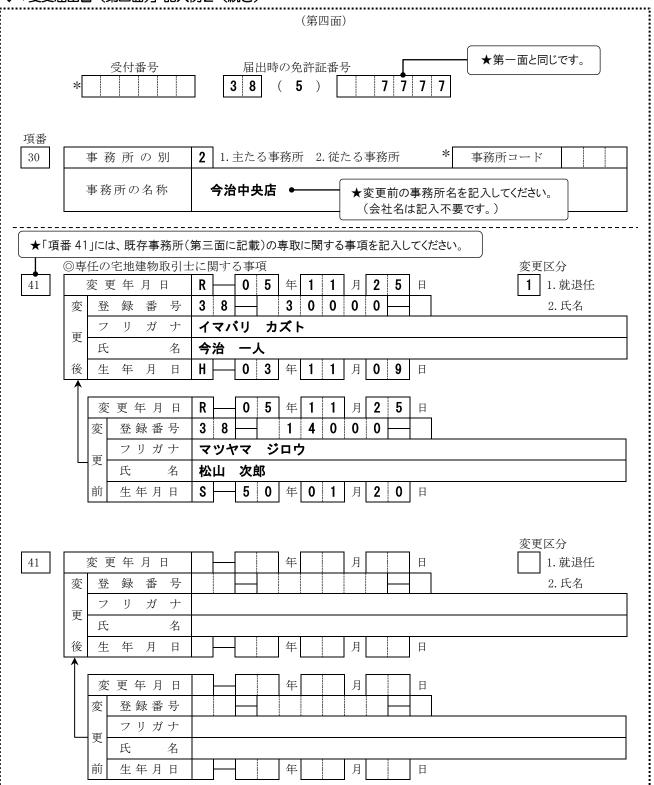
◆「変更届出書(第四面)」記入例1(続き)



◆「変更届出書(第三面)」記入例2(事務所の変更:従たる事務所の名称変更、及び専取の異動)

		•••••		(5	第三面	<u>ī</u>)			•••••	••••••	••••	•••••	•••••	••••	•••••		
受作 *	· 计番号	3	■出時 <i>0</i>		午証番	号	7	7	7	7	*	—— 第一	画と	司じ ⁻	 です。 		
項番 30 事務月 事務所] 1. 主/ 今治中			2. 従		★変	更前		% 常用	を記						
★「項番 31」には、既存事務所に関する事項を記入してください。 変更区分																	
● ③事務所に 31 変更を	関する事項 年月日 R		0 5	年	0	<u> </u>	月 1	1 2	2	1		2			・廃止 ・所在		
	所の別 2	┩	たる事]		どたる				*		事務	所コ	<u>— }</u>			
	所の名称	++	_				\prod	★ 3		 後の事剤	务所	名を	記入	してく	【ださい	· -	
変 郵 位 所在地市	更番号 7 i区町村コード 3	+	4 <u> </u>	8 2		0 媛	2	部道 層	(県)	今治		部	<u> </u>			 区町村	t
更新	在地 地	+ +	1 -	4	$-\overline{}$	9											
後						•											
	舌番号 0	8	9 8	-	3	2 -	- 8	3 8	0	8							
1			<u> </u>] 		ا ا	<u> </u>	_									
変事業	年 月 日 R	<u>├</u> 0 治中∮		年 (9		1		日						<u> </u>		
□ 更 <u> </u>		治市加		-4-	.9	★ ③	更前	可の事	務所	名を記	;入l	、てくが	ごさい	١,	<u> </u>		
	条の 2 で定める =		こ関す			7 ⊨							変更	1) 就退任	2	
32 変更年 変 登 鏡				+		7			H					ı	死返 氏名	-	
フリ	ガナ																
後生年	名			年		月			<u></u> 日								
	- <u>Д</u> П			+_] //			Д								
	年月日			年		月			月								
	: 録番号																٦
甲 氏																	1
前生	年月日			年		月			日								=

◆「変更届出書(第四面)」記入例2(続き)



◆「変更届出書(第三面)」記入例3(支店の変更:政令使用人、専取の退任)

••••••		••••••		(4)	第三面)	•••••						
	受付番号		届出時 3 8		F証番 。)	쿠 	7 7	7 7		★ 第-	-面と同じ	です。	
項番 30	事務所の別	2 1. 南子	主たる事 F店	孫所_	2. 従	きる事	事務所		*	事務所に	1 — F		
31	◎事務所に関する事項変 更 年 月 日事 務 所 の 別	(会	記しています。 記しています。 社名は記しています。 一しいまする。	入不要	です。) 月]	*[変更図	区分 1. 新設 2. 名称 所コー	・所存	
	事業所の名称 変郵 便番号 所在地市区町村コード	1.	・エ/この ⁻	F135171	2. 10	1-10-							
	更 所 在 地 電 話 番 号 従事する者の数						都道,	付県 <u> </u>			<u>×</u> ,		区町村
	変 更 年 月 日 変 更 年 月 日 変 事務所の名称 更 前 所 在 地			年		月		日					
32	◎政令第2条の2で定め変更年月日変登録番号フリガナ更	かる使用	人に関す	する事」 年	頂	月		日				就退位	£
	氏 名 後 生 年 月 日 変 更 年 月 日	R	0 5	年	1 2	月月	0 1	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		
	変 登録番号 フリガナ 氏 前 生年月日	3 8 エヒン 愛媛 S		1 スケ	0 5	0	0 5	日 日					
1				<u> </u>	<u>i</u>		i		更後	 」の欄は	空欄とし	こてくだ	

◆「変更届出書(第四面)」記入例3(続き)

	(第四面)	
	受付番号 届出時の免許証番号 * 3 8 (5) 7 7 7 7	★第一面と同じです。
頁番 30	事務所の別 2 1. 主たる事務所 2. 従たる事務所 * 南予店	事務所コード
41	 ★本店又は支店名を記入してください。 (会社名は記入不要です。) ◎専任の宅地建物取引士に関する事項 変 更 年 月 日 変 登 録 番 号 フ リ ガ ナ 	変更区分 1 1. 就退任 2. 氏名
	更 氏 名 後 生 年 月 日 変 更 年 月 日 変 要 年 日 日 変 登録番号 3 8 日 6 0 0 0 更 フリガナ エヒメ ダイスケ	
41	英里年月日 年月日 変更年月日 年月日 変数番号	変更区分 1. 就退任 2. 氏名
	フリガナ 氏名 後生年月日 日	2. 14
	変更年月日 年 月 日 変登録番号 フリガナ 更 氏 名	

◆「変更届出書(第三面)」記入例4(事務所の移転:従たる事務所の移転)

	(第三面)
	受付番号 届出時の免許証番号 ★第一面と同じです。 * 3 8 (5) 7 7 7 7
項番 30	事務所の別 2 1. 主たる事務所 2. 従たる事務所 2. 従たる事務所 * 事務所コード 事務所の名称 今治中央店
31	 変更区分 変更 区分 変更 年月日 R → 0 5 年 1 2 月 0 1 日 変更 年月日 R → 0 5 年 1 2 月 0 1 日
	事務所の別 2 1. 主たる事務所 2. 従たる事務所 * 事務所コード 事業所の名称 今治店 店
	変 郵 便 番 号 7 9 4 0 0 0 6 所在地市区町村コード 3 8 2 0 2 愛媛 都道府(県) 今治 (市)
	更 所 在 地 石 井 町 5 − 5 ← 後 不 本 変 更後の事務所所在地を記入してください。
	電話番号 0 8 9 8 - 3 2 - 8 8 0 8 従事する者の数 3
	変 更 年 月 日 R → 0 5 年 0 9 月 1 2 日 変 事務所の名称 今治中央店 前 在 地 今治市旭町 1−4−9 ♥
	★変更前の事務所所在地を記入してください。
32	②政令第2条の2で定める使用人に関する事項 変更区分 変更年月日 年月日日 変登録番号 2.氏名
	更 フリガナ 氏名 年月日 年月日 日日
	変更年月日 年月日 変登録番号 フリガナ
	更 氏 名 前 生年月日 年 月

◆「変更届出書(第三面)」記入例5(事務所の変更:従たる事務所の廃止)

						(<u>;</u>	第三	面)	••••		•••••			••••			•••••		•••••	•••••
	受付番号			届出	∃時 <i>0</i>)免記	午証者	番号						*	第一	·面と	同じて	です。		
	*			8		5)			7	7	7 7								
項番	事務所の別	2]] _{1. 主}	+- 7	な重要	女正	9 3	光た	ス重	炎 話	:		*	重数	<u></u> 新コ	, 1	LP.	-		\neg
30							4.1	(E/C										${}$	<u> </u>	
	事務所の名称		今治「	中央	:店 •								所名 入不要			(< /:	:ک۰،	·		
														力						
	◎事務所に関する事項													<i>σ</i>	、文区	1. 🤻	新設			
31	変更年月日					年			月			日	ا ء د	L		2.	名称	・所る	生地	
	事務所の別		1. ∃	Eた.	る事 !	務所 :	2.	従た !	る事	F務月 	f T	1	*		事務 !	所コ !	1 — ³			
	事業所の名称 変 郵 便 番 号																			
	所在地市区町村コード									」 都·	道府	県		F		\vec{x}			三町村	; †
	更								_	Н		1		<u> </u>					_ ,,	
	後																			
	電話番号																			
	従事する者の数 ↑																			
	変更年月日	R		0		年(0 1	I	0) 1	F	1								
	変事務所の名称		治中			. .														
	前 所 在 地		治市						_ 1.14	- =		- / L×	.	$\overline{}$						
	◎政令第2条の2で定ぬ	カス						·所在	上地を	に記り	\L'(. <7=				亦正	区分			
32	変更年月日	2 2		1		年			Ħ			3					1	就退位	£	
	変 登 録 番 号									┢				1			2.	氏名		_
	更 フリガナ 氏 名																			
	後生年月日			+		年			月			<u> </u> 		1	1	<u> </u>				
			. L			· L		<u></u> '	` _											
	変更年月日					年		,	月											
	変 登録番号 フリガナ																			
	氏 名																			
_	前生年月日					年			月			Ħ								
<u></u>																				
T)従たる事務所の廃止の	場合	合は、	「変]	更前	`」の ⁷	欄に	記入	し、	「変]	更後	زل	闌は3	空欄	<u> ح</u> الح	てくた	ごさい	0		

、2 宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書

◆「宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書」記入例(代表者の就退任)

様式第三号の三 (第四条の三関係)

宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書

宅地建物取引業者免許証の記載事項に下記のとおり変更を生じましたので、宅地建物取引業法施行規 則第4条の2の規定により、宅地建物取引業者免許証の書換え交付を申請します。

> ★併せて提出する「宅地建物取引業者名簿登載事項 変更届出書」の届出年月日と同日付としてください。

◆令和 ○年 △月 ◇日

愛媛県知事 様

申請者 郵 便 番 ★変更後の内容に基づいて、 在 所 記入してください。 氏

四什来早

商 号 又 は 名 称 株式会社●●住宅 号 (790 - 8570)主たる事務所の 地 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

名 代表取締役 東予 英二 (法人にあっては、代表者の氏名)

(089)941 - 2111

由誌時の名並紅釆早

月日を記入してください。(法人の場合は、履

歴事項全部証明書を確認してください。)

電 話 番 号 ファクシミリ番号 (089)941 - 8888

*	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	3 8 (5	
変更に係る事項	変更後	変更前	変更年月日

受付任日日

(フリガナ) 商 号 又 は 名 称			
(フリガナ) 代 表 者 氏 名	トウヨ エイジ 東予 英二	エヒメ タロウ 愛媛 太郎	RO. △. ❖
主たる事務所の		★新たに就任した(変更	後)の代表者の就任年

所

在

地

- 当該申請には、変更前の宅地建物取引業者免許証を添付してください。
- ② 当該申請書は、宅地建物取引業者免許証の記載事項に変更があった場合に、宅地建物取引業者名 簿登載事項変更届出書と併せて提出してください。
- ③ 当該申請書は、変更のあった事項のみ記入してください。

3 宅地建物取引業者免許証再交付申請書

◆「宅地建物取引業者免許証再交付申請書」記入例(宅地建物取引業者免許証の汚損)

様式第三号の三 (第四条の三関係)

宅地建物取引業者免許証再交付申請書

宅地建物取引業法施行規則第4条の3の規定により、下記のとおり宅地建物取引業者免許証の 再交付を申請します。

令和 ○年 **△**月 **◇**日

愛媛県知事 様

申請者 商法又は名称 **株式会社●●住宅** 郵 便 番 号 (**790** - **8570**)

主たる事務所の

所 在 地 **愛媛県松山市一番町4丁目4番地2** 氏 名 **代表取締役 東予 英二**

(法人にあっては、代表者の氏名)

電 話 番 号 (089) 941 - 2111 ファクシミリ番号 (089) 941 - 8888

 受付番号
 受付年月日
 申請時の免許証番号

 *
 3
 8
 7
 7
 7

(フリガナ) 商 号 又 は 名 称	株式会社●●住宅
(フリガナ) 代 表 者 氏 名	トウヨ エイジ 東予 英二
主たる事務所の所 在 地	愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 ★該当する番号を○で 囲んでください。
再交付を申請する理由	1. 亡失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損
行文的を平明する廷田	事務所改装時に汚損したため。 ●

★具体的な理由を簡潔に記入してください。

- , ① 亡失又は滅失を理由に当該申請をする場合は、誓約書(67 ページ参照)を添付してください。
- ② 汚損又は破損を理由に当該申請をする場合は、その汚損、又は破損した宅地建物取引業者免許証を添付してください。

4 廃業等届出書

◆「廃業等届出書」記入例(廃止を理由に廃業)

様式第三号の五 (第五条の五関係)

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和 ○年 △月 ◆日

愛媛県知事 様

★宅建業者としては廃業するが、法人 としては存続する場合は、届出者氏 名欄に「法人名」及び「役職名」を記 入してください。

※ 法人自体が消滅する場合は、「個 人名」のみを記入してください。 届出者 住 所 **愛媛県松山市一番町4丁目4番地2**

 受付番号
 受付年月日
 届出時の免許証番号

 *
 38 (5) 7777

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産 4. 破産 5 廃止
商号又は名称	株式会社愛媛建築住宅
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)	東予英二
主たる事務所の所在地	愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
届出事由の生じた日	令和 ○年 △月 ◇日
宅地建物取引業者と届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 精算人 5. 本人

後日、電話等により再確認させていただくことがありますので、下記ご記入ください。

連絡先 住 所 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

氏 名 **東予 英二** 電話番号 **089-941-2111**



廃業等届出書を提出する際には、以下の書類を添付してください。

【法人業者】

	廃業の理由 届出人		添付書類	届出事由の生じた日		
合併による消滅		法人の代表者であった者	・宅地建物取引業者免許証(原本) ・消滅した会社の閉鎖事項全部証明書 (原本)	合併消滅の日		
破産		破産管財人	・宅地建物取引業者免許証(原本) ・破産管財人資格証明及び印鑑証明書 (裁判所が証明しているもの)	届出日		
解	背散	清算人	・宅地建物取引業者免許証(原本) ・履歴事項全部証明書(原本) (解散日が確認できるもの)	届出日		
廃	<u> </u>	法人の代表者	·宅地建物取引業者免許証(原本)	届出日		
	代表者の死亡に伴う廃止	新代表者	・宅地建物取引業者免許証(原本) ・履歴事項全部証明書(写し) (新代表者が確認できるもの)	旧代表者の死亡日		

【個人業者】

[個八米日]			
廃業の理由	届出人	添付書類	届出事由の生じた日
死亡	相続人	・宅地建物取引業者免許証(原本) ・戸籍謄本(死亡の事実が確認でき、届出人が相続人であると確認できるもの)	死亡日
廃止	宅建業者であった者	:宅地建物取引業者免許証(原本)	届出日

[※] 宅地建物取引業者免許証(原本)がない場合は、法人印を押印した始末書(67 ページ参照)と、押印した法人印の印鑑証明書を添付してください。

[※] 所属している協会によって、上表とは別に必要提出書類があるため、それぞれの協会に確認して下さい。 (12ページ参照)

◆「誓約書」の作成例

誓 約 書

愛媛県知事 様

★該当する理由を選択してください。

宅地建物取引業者免許証につきまして、(亡失・滅失) したため、提出することができません。

よって、当該免許証を発見した場合には、遅滞なく届出窓口(愛媛県建築住宅課)に提出することを誓約します。

令和 **○**年 **△**月 **◇**日

(事務所所在地)愛媛県松山市一番等4丁目4番地2

(商号又は名称) 株式会社●●住宅

(代表者氏名) 代表取締役 東予 英二

◆「始末書」の作成例

始 末 書

愛媛県知事 様

この度、宅地建物取引業を廃業するにあたり、廃業等届出書を提出いたしますが、 添付すべき宅地建物取引業者免許証を(亡失・滅失)したため免許証を添付すること ができません。

★該当するものをそれぞれ選択してください。

つきましては、当該始末書と(届出人の印鑑証明書・法人印の印鑑証明書)を添付いたしますので、手続きの程よろしくお願いします。

なお、免許証を発見した場合には、遅滞なく届出窓口(愛媛県建築住宅課)に提出することを誓約します。

令和 **○**年 **△**月 **◇**日

(事務所所在地)愛媛県松山市一番等4丁目4番地2

(商号又は名称) **株式会社●●住宅**

(代表者氏名) 代表取締役 東予 英二

5 従事者変更届出書

◆「従事者変更届出書」記入例(従事者変更:本店の従事者が3名増(内1名は専取)、

今治店の従事者が1名減(専取を1名と変更する))

様式第1号

従事者変更届出書

愛媛県知事 様

免許証番号 愛媛県知事(5)第 7777 号

商号又は名称 **株式会社●●住宅**

主たる事務所の (790 - 8570)

所 在 地 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

届出者 氏名(法人にあ

っては、代表者 代表取締役 東予 英二

の氏名)

電 話 (089)941 - 2111

1 宅地建物取引業に従事する者の数(変更のあった事務所についてのみ記入すること。)

	変	更 前	変	更 後
事務所の名称	従事する者の数	うち専任の宅地 建物取引士の数	従事する者の数	うち専任の宅地 建物取引士の数
本店	5	1	8	2
今治店	2	2	1	1
	↓ Γ ↔	事する者の数」5名に1	Z IV	
		事りる有の数]3石に「)割合で必要です。		

2 変更した者の氏名等

★宅地建物取引士は、専任で なくても、記入してください。

事務所 の名称	氏 名 (生年月日)	性別	_	_	宅地建物取引士にあり っては、その登録番号		変更理由
本店	(\$56. 2. 2)	男	150406	専取	《 (愛媛)第 17000 号	R5. 4. 1	今治店 から異動
本店	(\$60. 8. 18)	男	150410	営業		R5. 4. 1	就職
本店	(H1. 10. 25)	女	150108	経理		R5. 1. 1	就職
今治店	★★ ★★ (H3. 9. 28)	女	150109	∲企画		R5. 1. 1	就職
		'	TT	TT			

- ★従業者証明書番号は、申請または入社 した年(西暦)の下2ケタと月の2ケタ、任 意の数字2ケタ(連番)の原則6ケタとして ください。
- ★一度決めた番号は変更しないでください。
- ★代表取締役・個人免許申請者は『代表者』、専任の宅地建物取引士は『専取』、政令使用人は『政令』と記入してください。 その他の者については、職務内容に応じ、『総務』、『企画』、『営業』、『経理』等を記入してください。
- ※ 宅地建物取引業に従事する者の名簿「添付書類(8)」の記入 と同様です。
- 注1 1の「従事する者の数」の欄には、役員、専任の宅地建物取引士その他の営業に従事する者のみならず、一般管理部門に所属する者及び補助的な事務に従事する者を含めた数を記入すること。
 - 2 2の「変更理由」の欄には、「退職」、「就職」、「転入」、「転出」等と記入すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

★ 各種コード

〇都道府県コード

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事 (石狩)
01	北海道知事	17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事 (日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

〇役名コード(再掲)

01	代表取締役 (株式会社・有限会社)	05	社 員 (持分会社)	13	代表執行役(株式会社)
02	取締役 (株式会社・有限会社)	06	無限責任社員(持分会社)	14	執 行 役(株式会社)
03	監査役 (株式会社・有限会社)	07	理事	09	その他
04	代表社員(持分会社)	08	監 事		

^{※「}持分会社」とは、「合同会社」「合名会社」「合資会社」の法人形態を指します。

〇兼業コード(再掲)

01	農	業	05	建設業	09	卸売・小売業、飲食店	13	サービス業
02	林	業	06	製 造 業	10	金融・保険業	14	具体的な業務名
03	漁	業	07	電気・ガス・ 熱供給・水道業	11	不動産賃貸業	50	(兼業) なし
04	鉱	業	08	運輸・通信業	12	不動産管理業		

〇所属団体コード (再掲)

01	(一社) マンション管理業協会	10	(一社) 不動産協会
04	(公社)愛媛県宅地建物取引業協会	11	(一社) 不動産流通経営協会
05	(公社) 全日本不動産協会愛媛県本部	12	その他
09	(一社) 日本ビルヂング協会連合会の会員である 各協会	13	(一社)全国住宅産業協会又はその会員である各 協会

〇市区町村コード【愛媛県分】

38201	松山市	38206	西条市	38215	東温市	38422	内子町
38202	今治市	38207	大洲市	38356	上島町	38442	伊方町
38203	宇和島市	38210	伊予市	38386	久万高原町	38484	松野町
38204	八幡浜市	38213	四国中央市	38401	松前町	38488	鬼北町
38205	新居浜市	38214	西予市	38402	砥部町	38506	愛南町